

- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 乙は、成果物（本業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用若しくは複製又は第4条の規定にかかわらず成果物の内容を公表することができる。
- 6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（委任又は下請負の禁止）

第7条 乙は、本業務の全部を一括若しくはその一部を第三者に委任又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を書面により甲の承諾を得た場合（技術提案書に当該第三者の名称及び実施させる業務内容が明記されている場合を含む。）には、この限りでない。

（業務の変更、中止等）

第8条 甲は、必要がある場合には、業務要求水準書の内容の変更又は業務実施の一時中止若しくは打ち切りをすることができる。この場合において、本業務の委託料を変更若しくは追加又は本業務実施期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によってこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。ただし、前項に基づく業務要求水準書の変更又は業務実施の一時中止若しくは打ち切りが、乙の責めに帰すべき事由による場合には、この限りではない。

第2章 事業の範囲

（所有権）

第9条 乙は、対象施設の所有権は、甲に属することを確認する。

（許認可等）

第10条 本業務の実施に関し、国及び地方公共団体又はその機関への届出、許認可が必要となる場合は、乙が自己の責任と費用によりこれを行う。なお、乙が、甲に協力を求めた場合には、甲は必要な協力を行うものとする。

2 法令上、甲が申請すべき許認可については甲が行う。なお、甲が、乙に協力を求めた場合、乙は必要な協力を行うものとする。

（契約期間）

第11条 本契約締結日の翌日から平成31年4月1日までの期間は業務準備期間とする。

（業務内容及びリスク分担）

第12条 乙が実施する本業務の内容及び対象施設は、「業務要求水準書第2章 本業務の内容」、「業務要求水準書別紙1 事業実施区域図」、「業務要求水準書別

紙 2 窓口業務実施要領（案）」、「業務要求水準書別紙 3 巡回業務実施要領（案）」、「業務要求水準書別紙 5 橋梁定期点検業務実施要領（案）」、「業務要求水準書別紙 6 橋梁定期点検業務の対象橋梁一覧表」及び「業務要求水準書別紙 7 公園等維持管理業務の対象施設一覧表」に定めるところによる。

- 2 本業務の実施に関して乙に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担については、「業務要求水準書別紙 9 嵐北地区社会資本に関わる包括的維持管理業務委託に関するリスク分担（案）」（以下「リスク分担（案）」という。）に定めるところによる。甲は、リスク分担（案）において甲が負担者となっている事項以外には、本業務に関し、何らの費用又は責任も負担しない。

（総括業務責任者及び各業務実施責任者の選任）

第 13 条 乙は、業務要求水準書に基づき総括業務責任者及び業務種別毎の業務実施責任者を定め、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員等は、総括業務責任者又は業務種別毎の業務実施責任者その他乙が本業務を実施するために使用している労働者等で本業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。

（監督職員等）

第 14 条 甲は、乙の本業務の実施について、自己に代わって監督し、乙との連絡又は交渉を実施するとともに、乙に本業務の実施を指示する監督職員及び担当職員（以下「監督職員等」という。）を定め、乙に通知する。

（総括業務責任者及び各業務実施責任者の選任）

第 15 条 乙は、業務要求水準書に基づき総括業務責任者及び業務種別毎の業務実施責任者を定め、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員等は、総括業務責任者、業務種別毎の業務実施責任者又はその他乙が本業務を実施するために使用している労働者等において本業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。

（本業務の準備）

第 16 条 乙は、本契約締結日から本業務実施期間の開始日までに、本業務の実施に必要な準備を行うものとし、「業務要求水準書第 2 章 (1) 計画準備業務」に従って、現行の受注者及び甲から引き継ぐものとする。また、乙が、甲に協力を求めた場合、甲は必要な協力を行うものとする。

（貸与品及び支給材料）

第 17 条 甲から乙への貸与品及び支給材料は、監督職員等が別途指示する。

- 2 甲は、貸与品又は支給材料を乙の立会のもとに検査して引き渡し、乙は、引渡しを受けたときは遅滞なく、甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、前項の引渡しの場合において、その品質又は規格が使用に適当でないと認めたときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 4 乙が前項の通知をしたにもかかわらず、甲がその使用を要求し、かつ、その品質又は規格が使用に適当でないために乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は甲乙協議して定める。
- 5 乙は、使用が終了した貸与品又は作業の完成若しくは作業内容の変更によって不用となった支給材料があるときは、これを甲に返還しなければならない。
- 6 乙は、貸与品及び支給材料を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。
- 7 乙の故意又は過失によって貸与品又は支給材料が滅失若しくはき損によりその返還が不可能になったときは、乙は、甲の指定した期間内に代品の納入、原状の復旧又はその損害を賠償しなければならない。
- 8 乙は、貸与品を転貸し、使用貸借し又はその他の方法により第三者に使用させてはならない。

(業務計画書)

第 18 条 乙は、本業務について、業務要求水準書に基づき、本業務の実施に係る計画書（以下「業務計画書」という）を作成し、甲の確認を得なければならない。

2 業務計画書には、各業務内容の作業方針、工程表、実施体制等の他、別紙 2 の資金計画に基づく予算執行計画について記載する。

3 乙は、業務計画書に変更が生じた場合には、変更業務計画書を作成し、甲の確認を得なければならない。

(本業務の実施及び報告)

第 19 条 乙は、業務要求水準書、技術提案書及び業務計画書に基づき本業務を自己の費用において実施する（ただし、業務要求水準書に定める甲が支払うべき費用については、この限りではない。）。

2 乙は、業務要求水準書に基づき、本業務の実施状況に係る報告書を作成し、甲に対して提出しなければならない。

(有償ボランティア事業の活用)

第 20 条 乙は、維持管理業務における簡易な業務については、業務要求水準書に基づき、積極的に有償ボランティア事業を活用するものとする。

(性能保証)

第 21 条 乙は、甲に対し本業務実施期間を通じ業務要求水準書に定める要求水準（以下「要求水準」という。）性能を保証しなければならない。

(契約終了時の義務)

第 22 条 乙は、本契約が終了する場合において、甲が次期業務実施者として指示する者に、本業務に関して業務要求水準書に従って引継書を作成し、甲の確認を得なければならない。ただし、乙と次期業務実施者が同一である場合には、この限りではない。

2 乙は、前項に従い本業務を引き継ぐに当たっては、対象施設が要求水準を達

成した状態で引き継がなければならない。

- 3 甲は、本業務実施期間の最終日までに対象施設の現況を検査しなければならない。この場合において、対象施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、甲は、乙に対しその修補を求めることができる。
- 4 乙は、前項により甲から対象施設の損傷等の修補を求められた場合は、必要な修補を実施した後速やかに、甲に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、甲は、当該通知を受領後 10 日以内に修補の完了の検査を行わなければならない。
- 5 本契約が終了する場合であって、乙は貸与品、支給材料その他甲に返還すべき物件があるときは、これを甲に返還し、その他の物件については、甲と協議して定める期間内に引き取る等適当な措置を講じなければならない。
- 6 前項の場合において、乙が正当と認められる事由がなく、所定の期間内に物件を引き取らず、その他適当な措置を講じないときは、甲は乙に代わってその物件を処分することができる。この場合においては、乙はこれに要した費用を負担しなければならない。
- 7 本契約が解除により終了した場合、本業務の終了及び引継ぎについては、前 6 項の規定に従う。この場合において、第 3 項に基づく現況検査は、解除後速やかに実施しなければならない。なお、本項に基づく引継業務について対価は支払われない。

(瑕疵担保責任)

- 第 23 条 甲は、乙が業務要求水準書に基づき補修として行われる本業務を実施した対象施設について、本契約終了の日から 1 年間、乙に対して当該業務の目的物に係る瑕疵の修補を請求し、又はその修補に代え若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。
- 2 前項の規程は、解散した共同企業体の構成員についても適用する。

第 3 章 モニタリング

(現地調査及び改善措置)

- 第 24 条 甲は、乙が実施した本業務について、甲が適宜実施する現地調査に基づき、乙の実施内容が要求水準を満たさないと判断した場合には、乙に対して改善指示をすることができる。
- 2 乙は、前項の改善指示を受けた場合、改善計画書を作成し、甲の承諾を受けて改善を実施するものとし、次条に定める月例会議にてその実施状況を報告する。
 - 3 甲は、対象施設の利用者の安全が明らかに確保されていないと甲が判断する場合及び本業務を遂行するに当たり乙の安全が確保されていないと甲が判断する場合には、乙に対し、速やかな業務改善を指示することができる。
 - 4 乙は前項の指示を受けた場合、甲の指示を踏まえて、速やかに業務改善を実施し、その結果を業務改善報告書として甲に報告する。
 - 5 甲は、乙が第 3 項に定める業務改善を実施しない場合又は前項に定める報告をしない場合には、業務改善措置の実施が確認されるまでの間、第 27 条に定

める委託料の支払を停止することができる。

(月例会議及び調整会議)

第 25 条 甲及び乙は、毎月、業務要求水準書に定める月例会議を実施し、対象施設の損傷等に対する対応状況及び予算執行状況等の業務実施状況（以下「業務実施状況」という。）の確認、業務の情報共有その他の協議を行う。

2 甲及び乙は、業務要求水準書に定める調整会議を実施し、本業務の課題、改善点等、要求水準の見直し等に関する協議を行う。

3 乙は、総括業務責任者を前 2 項の会議に出席させなければならない。

(検査)

第 26 条 乙は、業務要求水準書及び業務計画書に基づき、各月の業務実施状況について、業務種別毎に報告書（以下「月報」という。）を作成し、翌月 10 日までに遅滞なく監督職員等に対して提出しなければならない。

2 監督職員等は、前項の月報を受領したときは、当該月報及び乙が適宜実施する現地確認に基づき、受領した日から 14 日以内に当該月報の対象となる乙の各業務内容が要求水準を満たしていることについて検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、乙の業務内容について手直しを命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該手直しを行い、監督職員等に修補の完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。

第 4 章 委託料

(委託料の支払)

第 27 条 乙は、各四半期の本業務について、各四半期に係る月報の全てについての検査が完了した後に、別紙 2 の資金計画に基づき業務種別毎に委託代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に当該請求額の支払を行う。

(遅延利息)

第 28 条 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本業務の委託料の支払が遅れたときは、甲に対し未受領額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により決定された率による遅延利息の支払を請求することができる。

(前金払)

第 29 条 乙は、初年度のみ、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の委託業務における初年度の年度末を保証期限とする第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、甲に対し、その保証証書を寄託して、委託料総額の 100 分の 6 以内の前払金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた翌日から起算して 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

(前払金の使用等)

第 30 条 乙は、前払金を本業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(物価の変動に伴う委託料の変更)

第 31 条 甲又は乙は、特別な要因により本業務実施期間内に本業務の実施に必要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、本業務の委託料が不相当となったときは、本業務の委託料の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、予期することができない特別の事情により、本業務実施期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本業務の委託料が著しく不相当となったときは、前項の規定にかかわらず、委託料の変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、対価の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から起算して 30 日以内に協議が整わない場合においては、甲が定め、乙に通知する。

4 前項の協議開始の日については、甲が乙に意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日の翌日から起算して 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(法令変更に伴う委託料の変更)

第 32 条 甲又は乙は、契約締結日以降に法令が変更されたことにより、本契約に従って本業務を実施することができなくなったとき又は実施が著しく困難となったときは、本業務の委託料の変更を請求することができる。

2 甲及び乙は、前項の請求がなされた日以降において、本契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 甲は、第1項の請求を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに本契約の変更並びに追加費用の負担等について、乙と協議しなければならない。

4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から 60 日以内に本契約の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、本業務継続の可否を含め、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、追加費用の負担については、第12条第2項に定めるところに従うものとする。

5 甲は、法令変更又は法令変更に伴う前条に基づく履行義務の免除により、乙が本業務を実施するために要する費用が減少したと認めるときは、委託料を減額することができる。

(不可抗力に伴う委託料の変更)

第 33 条 甲又は乙は、不可抗力により、本契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難となったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、本業務の委託料の変更を請求することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定により、本契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。甲は、実施することができなくなった又は実施が著しく困難となった本業務がその

一部である場合、当該部分に関する委託料について、乙と協議のうえ、委託料を減額することができる。

- 3 甲及び乙は、第1項の規定により、不可抗力に対応するため速やかに本契約の変更並びに追加費用の負担等について協議しなければならない。
- 4 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約の変更並びに追加費用の負担について合意が成立しないときは、本業務継続の可否を含め、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、追加費用の負担については第12条第2項に定めるところに従うものとする。

第5章 契約の解除

(契約の解除権)

第34条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、本契約に定める乙の義務を履行できないとき又は履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由がなくて本業務実施期間の開始日から30日を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (3) 本業務について、乙の責めに帰すべき事由により、第17条第2項に定める月報の検査が3月連続で要求水準未達と判断されたとき又は判断されることが明らかに認められるとき。
- (4) 本業務について、甲が第15条第1項又は第3項若しくは第17条第3項に基づき業務改善指示を発出しているにもかかわらず、乙が合理的な期間内に業務改善措置を実施しないとき。
- (5) 前各号のほか、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを乙が知った日から6月又は当該排除措置命令の日から1年(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (7) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを乙が知った日から6月又は当該課徴金納付命令の日から1年(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (8) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- (9) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
 - (10) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (11) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (12) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (13) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (14) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (15) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (16) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の総額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 乙は、甲が本契約に違反し、その違反により本業務を実施することが不可能になったときは、本契約を解除することができる。
 - 4 前項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。
 - 5 甲は、本契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を乙に支払わなければならない。
 - 6 前項の既履行部分委託料の額は、甲乙協議して定める。

第6章 補則

(賠償責任及び保険の付保)

第35条 乙は、本業務の実施に伴い、その責めに帰すべき事由により甲に損害

を与えた場合には、甲の損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、本業務の実施に伴い、その責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、これを賠償しなければならない。
- 3 乙は、本業務実施期間中、別紙3に定める保険を自らの負担により付保しなければならない。この場合において、乙は、本業務実施期間の開始日までに、当該保険の保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

(報告の義務)

第 36 条 乙は、本業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに甲にその旨を報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(契約の変更)

第 37 条 本契約の変更は、甲乙両者の書面による合意によってのみ行うことができる。

(特許権等の使用)

第 38 条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限られない。）を負わなければならない。

(公租公課)

第 39 条 本契約に関して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。甲は、委託料にかかる消費税及び地方消費税を支払うほか、本契約に関連する全ての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 40 条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して発生する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 41 条 本契約に定めない事項及び本契約について疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

4.3.3. 業務要求水準書の変更

これまでの検討結果を踏まえ、次期業務の業務要求水準書を変更した。現行業務との比較を以下に示す。

表 4-29 業務要求水準書の変更点（1）

通し番号	項目	現行業務要求水準書の記載内容	検討結果を踏まえた要求水準書の変更	変更点／変更理由など																																																																																																					
1	1. 総則 (3) 対象施設の概要	<p>表 1 対象とする社会資本</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設分野</th> <th>施設</th> <th>種別</th> <th>施設量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">道路施設</td> <td rowspan="3">市道</td> <td>1級市道</td> <td>15.9km</td> </tr> <tr> <td>2級市道</td> <td>3.7km</td> </tr> <tr> <td>その他市道</td> <td>90.3km</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">橋梁</td> <td>RC橋</td> <td>0橋</td> </tr> <tr> <td>PC橋</td> <td>2橋</td> </tr> <tr> <td>鋼橋</td> <td>3橋</td> </tr> <tr> <td colspan="3">道路照明灯</td> <td>68基</td> </tr> <tr> <td colspan="3">防犯灯</td> <td>業務実施区域内の施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消雪パイプ</td> <td rowspan="2">散水パイプ</td> <td></td> <td>20,617.5km</td> </tr> <tr> <td>消雪井戸</td> <td>37基</td> </tr> <tr> <td>街路樹</td> <td>高木</td> <td>197本</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">公園等施設</td> <td rowspan="5">公園</td> <td>都市公園</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td>児童遊園</td> <td>6箇所</td> </tr> <tr> <td>その他の公園</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>緑地</td> <td>19箇所</td> </tr> <tr> <td>駅前広場</td> <td>駅前広場</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>排水路</td> <td>水路</td> <td>業務実施区域内の施設</td> </tr> </tbody> </table>	施設分野	施設	種別	施設量	道路施設	市道	1級市道	15.9km	2級市道	3.7km	その他市道	90.3km	橋梁	RC橋	0橋	PC橋	2橋	鋼橋	3橋	道路照明灯			68基	防犯灯			業務実施区域内の施設	消雪パイプ	散水パイプ		20,617.5km	消雪井戸	37基	街路樹	高木	197本	公園等施設	公園	都市公園	5箇所	児童遊園	6箇所	その他の公園	1箇所	緑地	19箇所	駅前広場	駅前広場	2箇所	排水路	水路	業務実施区域内の施設	<p>表 1 対象とする社会資本</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設分野</th> <th>施設</th> <th>種別</th> <th>施設量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">道路施設</td> <td rowspan="3">市道</td> <td>1級市道</td> <td>16.5km</td> </tr> <tr> <td>2級市道</td> <td>24.9km</td> </tr> <tr> <td>その他市道</td> <td>294.3km</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">橋梁</td> <td>15m以上</td> <td>10橋</td> </tr> <tr> <td>15m未満</td> <td>208橋</td> </tr> <tr> <td>道路照明灯</td> <td>144基</td> </tr> <tr> <td colspan="3">防犯灯</td> <td>業務実施区域内の施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消雪パイプ</td> <td rowspan="2">散水パイプ</td> <td></td> <td>69.9km</td> </tr> <tr> <td>消雪井戸</td> <td>80基</td> </tr> <tr> <td colspan="3">街路樹</td> <td>業務実施区域内の施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公園等施設</td> <td rowspan="4">公園</td> <td>都市公園</td> <td>7箇所</td> </tr> <tr> <td>児童遊園</td> <td>8箇所</td> </tr> <tr> <td>その他の公園</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>緑地</td> <td>54箇所</td> </tr> <tr> <td>駅前広場</td> <td>駅前広場</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>排水路</td> <td>水路</td> <td>業務実施区域内の施設</td> </tr> </tbody> </table>	施設分野	施設	種別	施設量	道路施設	市道	1級市道	16.5km	2級市道	24.9km	その他市道	294.3km	橋梁	15m以上	10橋	15m未満	208橋	道路照明灯	144基	防犯灯			業務実施区域内の施設	消雪パイプ	散水パイプ		69.9km	消雪井戸	80基	街路樹			業務実施区域内の施設	公園等施設	公園	都市公園	7箇所	児童遊園	8箇所	その他の公園	2箇所	緑地	54箇所	駅前広場	駅前広場	2箇所	排水路	水路	業務実施区域内の施設	<p>■対象施設数の精査 <理由> ・施設数量の増加によって、包括的民間委託業務の更なる効果発現が期待される。 <変更点> ・新たな実施区域（※通し番号11参照）における対象施設数を精査した。 ・橋梁は定期点検業務の対象区分を参考に、15m以上・未満の分けとした。 ・街路樹は対象路線内の本数積み上げが困難であるため、「業務実施区域内の施設」とした。</p>
施設分野	施設	種別	施設量																																																																																																						
道路施設	市道	1級市道	15.9km																																																																																																						
		2級市道	3.7km																																																																																																						
		その他市道	90.3km																																																																																																						
	橋梁	RC橋	0橋																																																																																																						
		PC橋	2橋																																																																																																						
		鋼橋	3橋																																																																																																						
道路照明灯			68基																																																																																																						
防犯灯			業務実施区域内の施設																																																																																																						
消雪パイプ	散水パイプ		20,617.5km																																																																																																						
		消雪井戸	37基																																																																																																						
	街路樹	高木	197本																																																																																																						
公園等施設	公園	都市公園	5箇所																																																																																																						
		児童遊園	6箇所																																																																																																						
		その他の公園	1箇所																																																																																																						
		緑地	19箇所																																																																																																						
		駅前広場	駅前広場	2箇所																																																																																																					
排水路	水路	業務実施区域内の施設																																																																																																							
施設分野	施設	種別	施設量																																																																																																						
道路施設	市道	1級市道	16.5km																																																																																																						
		2級市道	24.9km																																																																																																						
		その他市道	294.3km																																																																																																						
	橋梁	15m以上	10橋																																																																																																						
		15m未満	208橋																																																																																																						
		道路照明灯	144基																																																																																																						
防犯灯			業務実施区域内の施設																																																																																																						
消雪パイプ	散水パイプ		69.9km																																																																																																						
		消雪井戸	80基																																																																																																						
街路樹			業務実施区域内の施設																																																																																																						
公園等施設	公園	都市公園	7箇所																																																																																																						
		児童遊園	8箇所																																																																																																						
		その他の公園	2箇所																																																																																																						
		緑地	54箇所																																																																																																						
駅前広場	駅前広場	2箇所																																																																																																							
排水路	水路	業務実施区域内の施設																																																																																																							
2	1. 総則 (4) 履行期限	(4) 履行期限 平成31年3月31日まで	(4) 履行期限 平成36年3月31日まで	<p>■契約期間を現行2年から5年に変更 <理由> ・事業者の利益確保のため、創意工夫の余地の拡大を図る。 ・創意工夫の発揮による地域サービスの向上を図る。 ・橋梁定期点検業務を新たに追加するにあたり、5年に1回の点検頻度と整合を図ることが望ましい。 ・創意工夫の余地を拡大しつつ、引き続き実施状況の検証および適切な改善を図るために契約期間は5年とする。</p>																																																																																																					
3	2. 本業務の内容 (1) 計画準備業務	(1) 計画準備業務 計画準備業務は、本業務を実施するにあたり必要な準備を行うもので、平成28年度まで三条市が直接実施していた業務を引き継ぐための準備を含む。	(1) 計画準備業務 計画準備業務は、本業務を実施するにあたり必要な準備を行うもので、平成30年度まで三条市が直接実施していた業務および平成28年度、平成29年度に嵐北地区（市街地）で実施していた包括的民間委託業務を引き継ぐための準備を含む。	<p>■現行業務を引き継ぐための準備を含むことを追記 <理由> ・特に嵐北地区については、H29年度から試行中の現行業務の引き継ぎが重要であることから、これに必要な準備を含むことを追記した。</p>																																																																																																					
4	2. 本業務の内容 (2) 全体マネジメント業務 イ. 総括業務責任者及び業務実施責任者の配置	<p>表 2 総括業務責任者及び業務実施責任者の配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総括業務責任者及び業務実施責任者</th> <th>業務名</th> <th>要求水準該当項目</th> <th>業務内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総括業務責任者 (1名)</td> <td>計画準備</td> <td>2(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全体マネジメント</td> <td>2(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓口業務</td> <td>2(3)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総括業務責任者 (1名)</td> <td>公園等維持管理業務</td> <td>2(6)ク</td> <td>有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務</td> </tr> <tr> <td>引継業務</td> <td>2(8)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※同業務実施責任者</td> <td>※同業務</td> <td>2(4)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	総括業務責任者及び業務実施責任者	業務名	要求水準該当項目	業務内訳	総括業務責任者 (1名)	計画準備	2(1)		全体マネジメント	2(2)		窓口業務	2(3)		総括業務責任者 (1名)	公園等維持管理業務	2(6)ク	有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務	引継業務	2(8)		※同業務実施責任者	※同業務	2(4)		<p>表 2 総括業務責任者及び業務実施責任者の配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総括業務責任者及び業務実施責任者</th> <th>業務名</th> <th>要求水準該当項目</th> <th>業務内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総括業務責任者 (1名)</td> <td>計画準備</td> <td>2(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全体マネジメント</td> <td>2(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓口業務</td> <td>2(3)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総括業務責任者 (1名)</td> <td>公園等維持管理業務</td> <td>2(6)ク</td> <td>有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務</td> </tr> <tr> <td>引継業務</td> <td>2(8)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>巡回業務実施責任者 (1名)</td> <td>巡回業務</td> <td>2(4)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">除雪業務実施責任者 (1名)</td> <td>除雪業務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁定期点検業務実施責任者 (1名)</td> <td>道路維持管理業務</td> <td>2(5)セ 橋梁定期点検業務</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">補修業務実施責任者 (1名)</td> <td rowspan="7">道路維持管理業務</td> <td>2(5)ア</td> <td>舗装補修業務</td> </tr> <tr> <td>2(5)イ</td> <td>側溝補修業務</td> </tr> <tr> <td>2(5)ウ</td> <td>防護柵補修業務</td> </tr> <tr> <td>2(5)キ</td> <td>消雪井戸補修業務</td> </tr> <tr> <td>2(5)ク</td> <td>消雪パイプノズル点検</td> </tr> <tr> <td>2(5)ケ</td> <td>消雪パイプ補修・ノズル調整業務</td> </tr> <tr> <td>2(5)ソ</td> <td>橋梁維持管理業務</td> </tr> </tbody> </table>	総括業務責任者及び業務実施責任者	業務名	要求水準該当項目	業務内訳	総括業務責任者 (1名)	計画準備	2(1)		全体マネジメント	2(2)		窓口業務	2(3)		総括業務責任者 (1名)	公園等維持管理業務	2(6)ク	有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務	引継業務	2(8)		巡回業務実施責任者 (1名)	巡回業務	2(4)		除雪業務実施責任者 (1名)	除雪業務			橋梁定期点検業務実施責任者 (1名)	道路維持管理業務	2(5)セ 橋梁定期点検業務	補修業務実施責任者 (1名)	道路維持管理業務	2(5)ア	舗装補修業務	2(5)イ	側溝補修業務	2(5)ウ	防護柵補修業務	2(5)キ	消雪井戸補修業務	2(5)ク	消雪パイプノズル点検	2(5)ケ	消雪パイプ補修・ノズル調整業務	2(5)ソ	橋梁維持管理業務	<p>■新規に追加した業務の責任者の配置 <理由> ・新たに追加となる業務内容（※通し番号9参照）の責任者を配置した。 <変更点> ・橋梁定期点検業務 →現行業務の補修、電気工事や樹木、芝生等管理とは異なる業務内容であることから、「橋梁定期点検業務実施責任者」を新たに配置 ・消雪パイプノズル点検 →道路維持管理業務に追加（責任者の追加はなし） ・橋梁維持管理業務 →道路維持管理業務に追加（責任者の追加はなし）</p>																												
総括業務責任者及び業務実施責任者	業務名	要求水準該当項目	業務内訳																																																																																																						
総括業務責任者 (1名)	計画準備	2(1)																																																																																																							
	全体マネジメント	2(2)																																																																																																							
	窓口業務	2(3)																																																																																																							
総括業務責任者 (1名)	公園等維持管理業務	2(6)ク	有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務																																																																																																						
	引継業務	2(8)																																																																																																							
※同業務実施責任者	※同業務	2(4)																																																																																																							
総括業務責任者及び業務実施責任者	業務名	要求水準該当項目	業務内訳																																																																																																						
総括業務責任者 (1名)	計画準備	2(1)																																																																																																							
	全体マネジメント	2(2)																																																																																																							
	窓口業務	2(3)																																																																																																							
総括業務責任者 (1名)	公園等維持管理業務	2(6)ク	有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務																																																																																																						
	引継業務	2(8)																																																																																																							
巡回業務実施責任者 (1名)	巡回業務	2(4)																																																																																																							
除雪業務実施責任者 (1名)	除雪業務																																																																																																								
	橋梁定期点検業務実施責任者 (1名)	道路維持管理業務	2(5)セ 橋梁定期点検業務																																																																																																						
補修業務実施責任者 (1名)	道路維持管理業務	2(5)ア	舗装補修業務																																																																																																						
		2(5)イ	側溝補修業務																																																																																																						
		2(5)ウ	防護柵補修業務																																																																																																						
		2(5)キ	消雪井戸補修業務																																																																																																						
		2(5)ク	消雪パイプノズル点検																																																																																																						
		2(5)ケ	消雪パイプ補修・ノズル調整業務																																																																																																						
		2(5)ソ	橋梁維持管理業務																																																																																																						

表 4-30 業務要求水準書の変更点（2）

通し番号	項目	現行業務要求水準書の記載内容	検討結果を踏まえた要求水準書の変更	変更点／変更理由など																												
5	2. 本業務の内容 (2) 全体マネジメント業務 ウ. 提出書類の作成、提出	<p>表 3 提出書類一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務計画書（巡回業務、窓口業務、維持管理業務） ※技術提案の内容を反映し、作業方針、工程表、実施体制等を記載</td> <td>各業務開始日前まで。 変更時は、変更業務計画書を提出する。</td> </tr> <tr> <td>日報（巡回日報）</td> <td>実施状況については日々整理し、毎月、月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に提出する。</td> </tr> <tr> <td>受付簿</td> <td>窓口業務の実施状況について、受付簿に記載する毎月、受付簿を月報として取りまとめ翌月10日までに三条市に提出する（市民からの通報については、受付簿とは別に、三条市に報告する）。</td> </tr> <tr> <td>箇所別実施調書</td> <td>業務の実施状況については、箇所別調書に記載する。毎月、箇所別調書を月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に報告する。</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	提出時期	業務計画書（巡回業務、窓口業務、維持管理業務） ※技術提案の内容を反映し、作業方針、工程表、実施体制等を記載	各業務開始日前まで。 変更時は、変更業務計画書を提出する。	日報（巡回日報）	実施状況については日々整理し、毎月、月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に提出する。	受付簿	窓口業務の実施状況について、受付簿に記載する毎月、受付簿を月報として取りまとめ翌月10日までに三条市に提出する（市民からの通報については、受付簿とは別に、三条市に報告する）。	箇所別実施調書	業務の実施状況については、箇所別調書に記載する。毎月、箇所別調書を月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に報告する。	<p>表 3 提出書類一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務計画書（巡回業務、窓口業務、維持管理業務） ※技術提案の内容を反映し、作業方針、工程表、実施体制等を記載</td> <td>各業務開始日前まで。 変更時は、変更業務計画書を提出する。</td> </tr> <tr> <td>日報（巡回日報）</td> <td>実施状況については日々整理し、毎月、月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に提出する。</td> </tr> <tr> <td>受付簿</td> <td>窓口業務の実施状況について、受付簿に記載する毎月、受付簿を月報として取りまとめ翌月10日までに三条市に提出する（市民からの通報については、受付簿とは別に、三条市に報告する）。</td> </tr> <tr> <td>箇所別実施調書</td> <td>業務の実施状況については、箇所別実施調書に記載する。毎週、箇所別調書を週報として取りまとめ、監督職員指定期日までに三条市に報告する。</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	提出時期	業務計画書（巡回業務、窓口業務、維持管理業務） ※技術提案の内容を反映し、作業方針、工程表、実施体制等を記載	各業務開始日前まで。 変更時は、変更業務計画書を提出する。	日報（巡回日報）	実施状況については日々整理し、毎月、月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に提出する。	受付簿	窓口業務の実施状況について、受付簿に記載する毎月、受付簿を月報として取りまとめ翌月10日までに三条市に提出する（市民からの通報については、受付簿とは別に、三条市に報告する）。	箇所別実施調書	業務の実施状況については、箇所別実施調書に記載する。毎週、箇所別調書を週報として取りまとめ、 監督職員指定期日 までに三条市に報告する。	<p>■箇所別実施調書は簡易様式で週報として提出に変更 <<理由>> ・現行業務では箇所別実施調書の作成が事業者の大きな負担となっている。従来の仕様規定型と比べて手間削減がなされていない。 ・各対応箇所に対する対応状況は、週報および月例会議で提出される対応簿一覧表で状況を確認しており、三条市によるモニタリング機能が確保されている。 <<変更点>> ・箇所別実施調書の様式を省力化し、対応状況を一覧にとりまとめ、週報として提出することとした。</p>								
提出書類	提出時期																															
業務計画書（巡回業務、窓口業務、維持管理業務） ※技術提案の内容を反映し、作業方針、工程表、実施体制等を記載	各業務開始日前まで。 変更時は、変更業務計画書を提出する。																															
日報（巡回日報）	実施状況については日々整理し、毎月、月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に提出する。																															
受付簿	窓口業務の実施状況について、受付簿に記載する毎月、受付簿を月報として取りまとめ翌月10日までに三条市に提出する（市民からの通報については、受付簿とは別に、三条市に報告する）。																															
箇所別実施調書	業務の実施状況については、箇所別調書に記載する。毎月、箇所別調書を月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に報告する。																															
提出書類	提出時期																															
業務計画書（巡回業務、窓口業務、維持管理業務） ※技術提案の内容を反映し、作業方針、工程表、実施体制等を記載	各業務開始日前まで。 変更時は、変更業務計画書を提出する。																															
日報（巡回日報）	実施状況については日々整理し、毎月、月報として取りまとめ、翌月10日までに三条市に提出する。																															
受付簿	窓口業務の実施状況について、受付簿に記載する毎月、受付簿を月報として取りまとめ翌月10日までに三条市に提出する（市民からの通報については、受付簿とは別に、三条市に報告する）。																															
箇所別実施調書	業務の実施状況については、箇所別実施調書に記載する。毎週、箇所別調書を週報として取りまとめ、 監督職員指定期日 までに三条市に報告する。																															
6	2. 本業務の内容 (2) 全体マネジメント業務 エ. 会議の設置・運営	<p>表 4 会議一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>具体的な内容</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例会議（仮称）</td> <td>月報をもとに業務実施状況の確認、業務の情報共有</td> <td>毎月</td> </tr> <tr> <td>調整会議（仮称）</td> <td>本業務の改善を目指すための会議</td> <td>年2回程度</td> </tr> <tr> <td>引継会議</td> <td>業務受託者が変更となった場合に行う</td> <td>業務終了時</td> </tr> </tbody> </table>	名称	具体的な内容	実施時期	月例会議（仮称）	月報をもとに業務実施状況の確認、業務の情報共有	毎月	調整会議（仮称）	本業務の改善を目指すための会議	年2回程度	引継会議	業務受託者が変更となった場合に行う	業務終了時	<p>表 4 会議一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>具体的な内容</th> <th>実施時期</th> <th>受託者側の出席者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例会議（仮称）</td> <td>月報をもとに業務実施状況の確認、業務の情報共有</td> <td>毎月</td> <td>・総括業務責任者*</td> </tr> <tr> <td>調整会議（仮称）</td> <td>本業務の改善を目指すための会議</td> <td>年2回程度</td> <td>・総括業務責任者 ・各業務実施責任者</td> </tr> <tr> <td>引継会議</td> <td>業務受託者が変更となった場合に行う</td> <td>業務終了時</td> <td>（5名）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※三条市は必要に応じて指名する業務実施責任者の出席を求めることができる。</p>	名称	具体的な内容	実施時期	受託者側の出席者	月例会議（仮称）	月報をもとに業務実施状況の確認、業務の情報共有	毎月	・総括業務責任者*	調整会議（仮称）	本業務の改善を目指すための会議	年2回程度	・総括業務責任者 ・各業務実施責任者	引継会議	業務受託者が変更となった場合に行う	業務終了時	（5名）	<p>■月例会議の省力化、各会議出席者の明確化 <<理由>> ・現行業務では、総括業務責任者＋各担当業務責任者（計6名）が出席することとなっているが、非効率ではないかと事業者から意見があった。 ・全体マネジメント業務は総括業務責任者が一任していることを踏まえ、月例会議は総括業務責任者および必要に応じて各担当業務責任者が出席することとして設定した。</p>
名称	具体的な内容	実施時期																														
月例会議（仮称）	月報をもとに業務実施状況の確認、業務の情報共有	毎月																														
調整会議（仮称）	本業務の改善を目指すための会議	年2回程度																														
引継会議	業務受託者が変更となった場合に行う	業務終了時																														
名称	具体的な内容	実施時期	受託者側の出席者																													
月例会議（仮称）	月報をもとに業務実施状況の確認、業務の情報共有	毎月	・総括業務責任者*																													
調整会議（仮称）	本業務の改善を目指すための会議	年2回程度	・総括業務責任者 ・各業務実施責任者																													
引継会議	業務受託者が変更となった場合に行う	業務終了時	（5名）																													
7	2. 本業務の内容 (5) 道路維持管理業務 など	<p>(5) 道路維持管理業務 道路維持管理業務とは、市民の経済活動を支え、市民が安全安心に道路を利用できるよう、道路の状態を適正に維持管理する。業務は、舗装補修、照明管理、橋梁維持管理、植栽等維持管理等から構成される。なお、道路維持管理業務に関して業務受託者が行う補修は1件50万円未満のものとする。</p>	<p>(5) 道路維持管理業務 道路維持管理業務とは、市民の経済活動を支え、市民が安全安心に道路を利用できるよう、道路の状態を適正に維持管理する。業務は、舗装補修、照明管理、橋梁維持管理、植栽等維持管理等から構成される。なお、道路維持管理業務に関して業務受託者が行う補修は1件130万円未満のものとする。</p>	<p>■対象業務規模の拡大 <<理由>> ・現行の1件50万円未満では事象の多発箇所への抜本対策が困難、実情にあった適切な対策ができていない。 <<変更点>> ・業務の効率性及び適切性を考慮し、業務規模を1件130万円未満に拡大（三条市財務規則における少額随意契約の限度額）</p>																												
8	2. 本業務の内容 (5) 道路維持管理業務 ク. 消雪パイプノズル点検業務	なし	<p>ク 消雪パイプノズル点検 対象の消雪パイプにおいて、次の作業を行うこと。なお、対応は可能な限り無雪期に完了しておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 制御盤が正常に稼働するかどうかの確認作業 ② 散水施設のドレーンを開放し、散水管内のスケール、排砂等の排出作業 ③ 排出作業完了後、ノズルの散水孔の目づまり除去や水量のパラツキの調整作業 ④ 降雪時に消雪パイプが正常に機能するかどうかの点検作業 	<p>■消雪パイプノズル点検業務の追加 <<理由>> ・複数業者と契約しており、職員の作業手間となっていた。 ・消雪パイプ補修・ノズル調整業務も業務に含まれており、点検で異状が確認された場合に、迅速な対応が期待できる。 <<変更点>> ・消雪パイプノズル点検業務を新たに追加した。 ・作業内容は従来の委託業務の内容に踏襲した。</p>																												
9	2. 本業務の内容 (5) 道路維持管理業務 セ. 橋梁定期点検業務	なし	<p>セ 橋梁定期点検業務 別紙6に定める15m未満の橋梁において、「新潟県橋梁定期点検要領【小規模橋梁点検編】」に準じて実施し、三条市管理道路における橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、施設の効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るための点検を行うこと。 詳細は、【別紙5】「橋梁定期点検業務実施要領（案）」を参照すること。</p>	<p>■橋梁定期点検業務の追加 <<理由>> ・複数年契約業務で一括して橋梁定期点検業務を委託することで、事業者の創意工夫による効率的な点検作業が期待される。 ・点検と補修業務を一括して委託することで、損傷に対する速やかな対応や創意工夫による効率化が期待される。 <<変更点>> ・15m未満の小規模橋梁を対象として、橋梁定期点検業務を追加した。 ・点検実施方法は従来の委託業務の内容に踏襲した。</p>																												

表 4-31 業務要求水準書の変更点 (3)

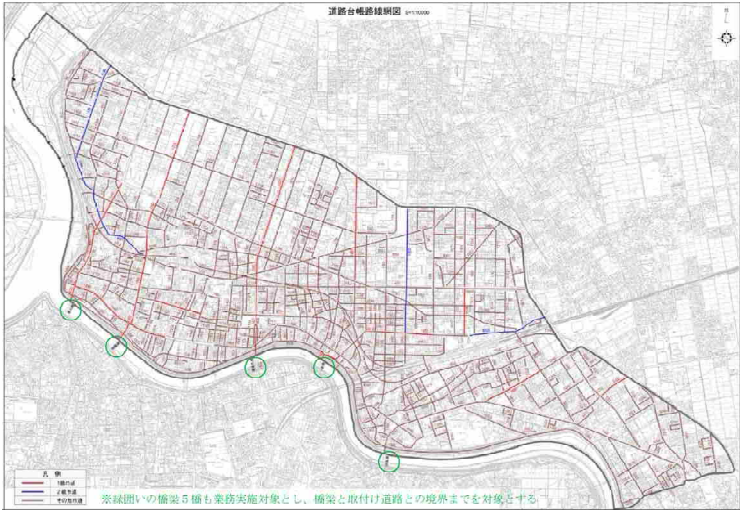
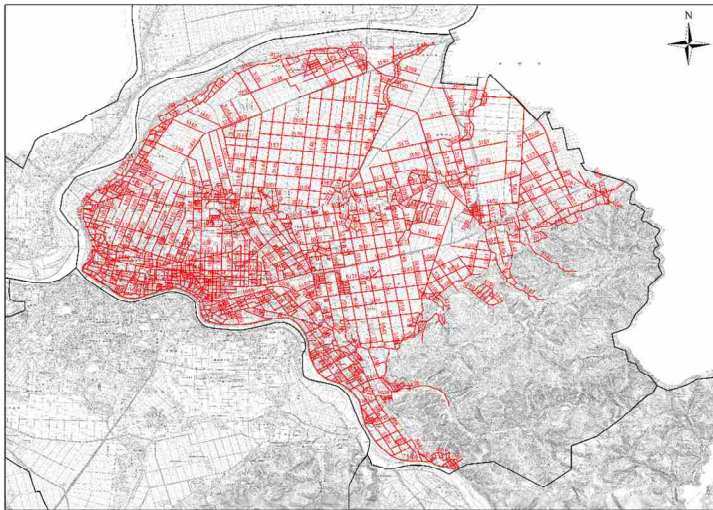
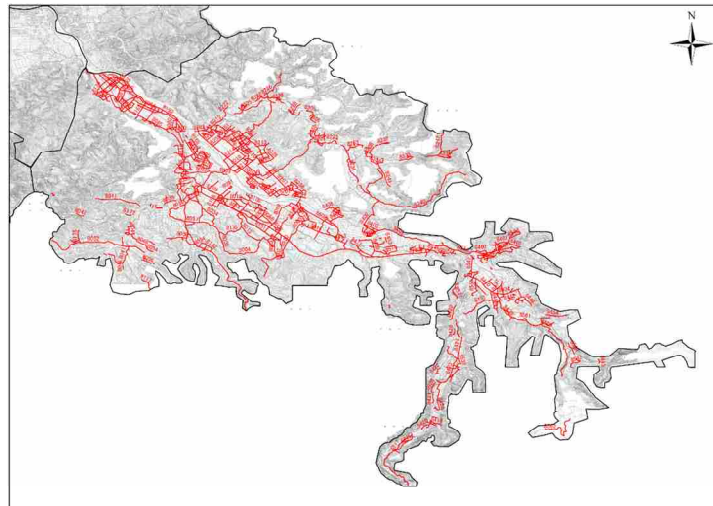
通し 番号	項目	現行業務要求水準書の記載内容	検討結果を踏まえた要求水準書の変更	変更点/変更理由など
10	2. 本業務の内容 (5) 道路維持管理業務 ソ. 橋梁維持管理業務	なし	<p>ソ 橋梁維持管理業務 橋梁の長寿命化に資する巡回等による日常的な状態把握および清掃を行うこと。また、定期点検・巡回時や住民からの通報を受け、維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応すること。</p>	<p>■ 橋梁維持管理業務の追加 <<理由>> ・点検と補修業務を一括して委託することで、損傷に対する速やかな対応や創意工夫による効率化が期待される。 ・日常的な維持管理(巡回、清掃)と施設個別の維持管理(点検・診断・措置・記録)を効果的に運用することで、効率的な橋梁維持管理への発展が期待される。 <<変更点>> ・日常的な維持管理(巡回、清掃)および点検等で確認された損傷に対する迅速な補修対応による長寿命化を図ることとした。</p>
10	2. 本業務の内容 (6) 公園等維持管理業務 イ. 遊具補修・設備保守業務	<p>イ 遊具補修・設備保守業務 巡回時において、公園に設置されている遊具・設備が正常に機能しているかどうか、簡易的に点検を行うこと。異状を確認した場合は、遊具・設備の修繕を行うこと。なお、業務受託者が行う補修は1件50万円未満のものとする。</p>	<p>イ 遊具補修・設備保守業務 巡回時において、公園に設置されている遊具・設備が正常に機能しているかどうか、外観目視による簡易点検を行うこと。異状を確認した場合は、遊具・設備の修繕を行うこと。ただし、遊具の補修対応については確認した異状を踏まえ三条市と業務受託者の協議により決定する。なお、業務受託者が行う補修は1件130万円未満のものとする。</p>	<p>■ 事業者の対応範囲の明確化 <<理由>> ・遊具は利用者の身体等に影響を与えるリスクが高い。維持管理業務の対応範囲を明確に示し、リスクの過大負担を防ぐ。 <<変更点>> ・「外観目視による簡易点検」として点検方法を明確化した。 ・遊具の補修は専門的な知識が必要となる場合がある。また、遊具の補修は発生頻度も少ないことから、補修対応については都度三条市との競技により決定することとした。</p>
11	別紙1 事業実施区域図	<p>道路網および橋梁位置図</p> 	<p>道路網図(嵐北地区)</p>  <p>道路網図(下田地区)</p> 	<p>■ 実施区域の拡大 <<理由>> ・実施区域(施設数量)を拡大することで、包括的民間委託業務の更なる効果発現が期待される。 ・実施区域は都市部および山間部として次の2地区を設定した。 ①嵐北地区(現行業務範囲から拡大) →現行業務の試行で一定程度の効果が確認された嵐北地区について、スケールメリットによる更なる効率化、利益向上を図ることを目的に対象区域を嵐北地区全域に拡大する。 ②下田地区(新規区域として追加) →今後の三条市全域への実施区域拡大に向け、市街地(嵐北地区)と異なる地域特性を持つ中山間地における効果を確保することを目的に、下田地区を新規区域として設定する。</p>

表 4-32 業務要求水準書の変更点（4）

通し番号	項目	現行業務要求水準書の記載内容	検討結果を踏まえた要求水準書の変更	変更点／変更理由など																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
12	別紙4 社会資本の維持管理基準（案） (3)公園等維持管理業務 イ.遊具補修・設備保守業務	イ 遊具修繕・設備保守 故障による機能不良を可能な限り未然に防ぎ、発見した際には迅速に対応する。 該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときには、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。	イ 遊具補修・設備保守業務 巡回時において、公園に設置されている遊具・設備が正常に機能しているかを 外観目視による簡易点検を実施 するとともに、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある機能不良を発見した際に対応する。	■事業者の対応範囲の変更 《理由》 ・上記、遊具補修・設備保守業務の対応範囲（※通し番号10参照）の変更に伴い、維持管理基準（案）の記載事項との整合を図る。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
13	別紙5 橋梁定期点検業務実施要領（案）	なし	【別紙5】 橋梁定期点検業務実施要領（案） 第1章 総則 第1条 適用 本特記仕様書は、三条市が実施する嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託における橋梁定期点検業務（以下「本業務」という）に適用する。また、本業務の遂行にあたっては、本実施要領（案）によるほか、契約書、設計図書、新潟県土木部測量・設計・調査業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という）によるものとする。 第2条 履行期間 履行期間は、「業務要求水準書（案）1.総則（4）履行期限」を参照すること。 第3条 予定技術者 予定技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、下記に定めるいずれかの要件を満たす者とする。 (1) 橋梁定期点検業務実施責任者（管理技術者）	■橋梁定期天然業務実施要領（案）の追加 《理由》 ・上記、橋梁定期点検業務の追加（※通し番号9参照）の変更に伴い、定期点検業務の実施要領が必要となる。 ・橋梁概略点検システムによるタブレット端末を活用した点検手法の導入により、使用図書や技術者に求められる要件等が変更となる。 《変更点》 ※詳細は別途比較表を参照 ・従来の委託業務の内容に踏襲した。 ・従来の管理技術者の役割は、包括業務の「橋梁定期点検業務実施責任者」が務めるものとした。 ・「橋梁定期点検業務実施責任者」の資格要件は、タブレット点検の導入を先行する新潟市の事例を踏襲した。 ・点検計画書は初年度に全体計画書および年度毎の年間計画を提出するものとした。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
14	別紙6 橋梁定期点検業務の対象橋梁一覧表	なし	【別紙6】 橋梁定期点検業務の対象橋梁一覧表（1/4） <table border="1"> <thead> <tr> <th>橋梁番号</th> <th>橋梁名</th> <th>路線名</th> <th>架設年度</th> <th>橋長(m)</th> <th>幅員(m)</th> <th>面積(m²)</th> <th>前回点検実施年度</th> <th>判定区分</th> <th>点検計画(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1001</td><td>石上原林1号橋</td><td>市道石上原林1号線</td><td>不明</td><td>4.0</td><td>14.6</td><td>58.4</td><td>H29年度</td><td>I</td><td>H34年度</td></tr> <tr><td>1002</td><td>原南原通り1号橋</td><td>市道原南原通り1号線</td><td>不明</td><td>2.4</td><td>4.0</td><td>11.0</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1003</td><td>宮園通り1号橋</td><td>市道宮園通り線</td><td>不明</td><td>2.1</td><td>3.8</td><td>8.0</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1004</td><td>上野学芸通り1号橋</td><td>市道上野学芸通り線</td><td>不明</td><td>2.0</td><td>4.4</td><td>8.8</td><td>H29年度</td><td>I</td><td>H35年度</td></tr> <tr><td>1005</td><td>海戸通り1号橋</td><td>市道海戸通り1号線</td><td>不明</td><td>2.4</td><td>4.3</td><td>10.3</td><td>H28年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1006</td><td>藤林新光線1号橋</td><td>市道藤林新光線</td><td>不明</td><td>7.0</td><td>7.3</td><td>51.1</td><td></td><td></td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1007</td><td>嵐北377号線1号橋</td><td>市道嵐北377号線</td><td>不明</td><td>4.3</td><td>7.4</td><td>31.8</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1008</td><td>嵐北383号線1号橋</td><td>市道嵐北383号線</td><td>不明</td><td>5.0</td><td>8.8</td><td>44.0</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1009</td><td>石原通り1号橋</td><td>市道石原通り1号線</td><td>不明</td><td>4.3</td><td>11.4</td><td>49.0</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1010</td><td>嵐北379号線1号橋</td><td>市道嵐北379号線</td><td>不明</td><td>4.3</td><td>13.4</td><td>57.6</td><td>H29年度</td><td>I</td><td>H24年度</td></tr> <tr><td>1011</td><td>高野川新光東線1号橋</td><td>市道高野川新光東線</td><td>不明</td><td>4.0</td><td>6.6</td><td>26.4</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1014</td><td>嵐北401号線2号橋</td><td>市道嵐北401号線</td><td>不明</td><td>2.1</td><td>6.1</td><td>12.8</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1015</td><td>嵐北401号線1号橋</td><td>市道嵐北401号線</td><td>不明</td><td>2.0</td><td>4.1</td><td>8.2</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1018</td><td>新光石上線1号橋</td><td>市道新光石上線</td><td>不明</td><td>2.1</td><td>10.2</td><td>21.4</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1020</td><td>園田之橋</td><td>市道園田之橋</td><td>1957</td><td>2.9</td><td>2.7</td><td>7.8</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1029</td><td>サイノカミ裏門通り線1号橋</td><td>市道サイノカミ裏門通り線</td><td>不明</td><td>2.0</td><td>4.2</td><td>8.4</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1030</td><td>二ノ東通り線2号橋</td><td>市道二ノ東通り線</td><td>不明</td><td>2.0</td><td>6.3</td><td>12.6</td><td>H29年度</td><td>I</td><td>H24年度</td></tr> <tr><td>1031</td><td>高野川南通り線1号橋</td><td>市道高野川南通り線</td><td>不明</td><td>2.4</td><td>5.3</td><td>12.7</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1033</td><td>二ノ東通り線1号橋</td><td>市道二ノ東通り線</td><td>不明</td><td>2.0</td><td>7.1</td><td>14.2</td><td>H29年度</td><td>I</td><td>H24年度</td></tr> <tr><td>1034</td><td>嵐北385号線1号橋</td><td>市道嵐北385号線</td><td>不明</td><td>2.3</td><td>4.0</td><td>9.2</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1035</td><td>興野塚野目線3号橋</td><td>市道興野塚野目線</td><td>不明</td><td>2.2</td><td>4.3</td><td>9.5</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1036</td><td>興野塚野目線2号橋</td><td>市道興野塚野目線</td><td>不明</td><td>3.5</td><td>8.1</td><td>28.4</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1037</td><td>興野塚野目線1号橋</td><td>市道興野塚野目線</td><td>不明</td><td>2.5</td><td>6.9</td><td>17.3</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1038</td><td>東郷校前通り線1号橋</td><td>市道東郷校前通り線</td><td>不明</td><td>2.2</td><td>4.8</td><td>10.6</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1039</td><td>鬼谷地寺通り線1号橋</td><td>市道鬼谷地寺通り線</td><td>不明</td><td>2.0</td><td>4.7</td><td>9.4</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1040</td><td>嵐北396号線1号橋</td><td>市道嵐北396号線</td><td>不明</td><td>2.0</td><td>8.8</td><td>17.6</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1041</td><td>田島興野線1号橋</td><td>市道田島興野線</td><td>不明</td><td>2.5</td><td>11.3</td><td>28.3</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1042</td><td>旧女学校正門通り線1号橋</td><td>市道旧女学校正門通り線</td><td>不明</td><td>2.6</td><td>12.6</td><td>32.8</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1043</td><td>村下稲葉線1号橋</td><td>市道村下稲葉線</td><td>不明</td><td>2.4</td><td>3.3</td><td>7.9</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H21年度</td></tr> <tr><td>1044</td><td>下道井三町2号線1号橋</td><td>市道下道井三町2号線</td><td>不明</td><td>2.0</td><td>8.1</td><td>16.2</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1045</td><td>上田島中通り線1号橋</td><td>市道上田島中通り線</td><td>不明</td><td>2.7</td><td>3.3</td><td>8.9</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1046</td><td>瓦新命社東通り線1号橋</td><td>市道瓦新命社東通り線</td><td>不明</td><td>2.3</td><td>4.9</td><td>11.3</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1047</td><td>美佐倉通り線1号橋</td><td>市道美佐倉通り線</td><td>不明</td><td>2.3</td><td>4.7</td><td>10.8</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1048</td><td>嵐北391号線1号橋</td><td>市道嵐北391号線</td><td>不明</td><td>2.1</td><td>5.2</td><td>10.9</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1049</td><td>高野川毛付2号線1号橋</td><td>市道高野川毛付2号線</td><td>不明</td><td>2.7</td><td>3.4</td><td>9.2</td><td>H26年度</td><td>II</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1052</td><td>嵐北423号線1号橋</td><td>市道嵐北423号線</td><td>不明</td><td>2.3</td><td>8.1</td><td>18.6</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> <tr><td>1053</td><td>高野川土下敷田線1号橋</td><td>市道高野川土下敷田線</td><td>不明</td><td>2.1</td><td>6.2</td><td>13.0</td><td>H26年度</td><td>I</td><td>H25年度</td></tr> </tbody> </table>	橋梁番号	橋梁名	路線名	架設年度	橋長(m)	幅員(m)	面積(m ²)	前回点検実施年度	判定区分	点検計画(参考)	1001	石上原林1号橋	市道石上原林1号線	不明	4.0	14.6	58.4	H29年度	I	H34年度	1002	原南原通り1号橋	市道原南原通り1号線	不明	2.4	4.0	11.0	H26年度	I	H25年度	1003	宮園通り1号橋	市道宮園通り線	不明	2.1	3.8	8.0	H26年度	I	H25年度	1004	上野学芸通り1号橋	市道上野学芸通り線	不明	2.0	4.4	8.8	H29年度	I	H35年度	1005	海戸通り1号橋	市道海戸通り1号線	不明	2.4	4.3	10.3	H28年度	I	H25年度	1006	藤林新光線1号橋	市道藤林新光線	不明	7.0	7.3	51.1			H25年度	1007	嵐北377号線1号橋	市道嵐北377号線	不明	4.3	7.4	31.8	H26年度	II	H21年度	1008	嵐北383号線1号橋	市道嵐北383号線	不明	5.0	8.8	44.0	H26年度	II	H21年度	1009	石原通り1号橋	市道石原通り1号線	不明	4.3	11.4	49.0	H26年度	II	H21年度	1010	嵐北379号線1号橋	市道嵐北379号線	不明	4.3	13.4	57.6	H29年度	I	H24年度	1011	高野川新光東線1号橋	市道高野川新光東線	不明	4.0	6.6	26.4	H26年度	I	H25年度	1014	嵐北401号線2号橋	市道嵐北401号線	不明	2.1	6.1	12.8	H26年度	I	H25年度	1015	嵐北401号線1号橋	市道嵐北401号線	不明	2.0	4.1	8.2	H26年度	II	H21年度	1018	新光石上線1号橋	市道新光石上線	不明	2.1	10.2	21.4	H26年度	II	H21年度	1020	園田之橋	市道園田之橋	1957	2.9	2.7	7.8	H26年度	I	H25年度	1029	サイノカミ裏門通り線1号橋	市道サイノカミ裏門通り線	不明	2.0	4.2	8.4	H26年度	I	H25年度	1030	二ノ東通り線2号橋	市道二ノ東通り線	不明	2.0	6.3	12.6	H29年度	I	H24年度	1031	高野川南通り線1号橋	市道高野川南通り線	不明	2.4	5.3	12.7	H26年度	II	H21年度	1033	二ノ東通り線1号橋	市道二ノ東通り線	不明	2.0	7.1	14.2	H29年度	I	H24年度	1034	嵐北385号線1号橋	市道嵐北385号線	不明	2.3	4.0	9.2	H26年度	II	H25年度	1035	興野塚野目線3号橋	市道興野塚野目線	不明	2.2	4.3	9.5	H26年度	II	H21年度	1036	興野塚野目線2号橋	市道興野塚野目線	不明	3.5	8.1	28.4	H26年度	II	H21年度	1037	興野塚野目線1号橋	市道興野塚野目線	不明	2.5	6.9	17.3	H26年度	I	H21年度	1038	東郷校前通り線1号橋	市道東郷校前通り線	不明	2.2	4.8	10.6	H26年度	II	H25年度	1039	鬼谷地寺通り線1号橋	市道鬼谷地寺通り線	不明	2.0	4.7	9.4	H26年度	II	H21年度	1040	嵐北396号線1号橋	市道嵐北396号線	不明	2.0	8.8	17.6	H26年度	I	H21年度	1041	田島興野線1号橋	市道田島興野線	不明	2.5	11.3	28.3	H26年度	II	H21年度	1042	旧女学校正門通り線1号橋	市道旧女学校正門通り線	不明	2.6	12.6	32.8	H26年度	I	H25年度	1043	村下稲葉線1号橋	市道村下稲葉線	不明	2.4	3.3	7.9	H26年度	II	H21年度	1044	下道井三町2号線1号橋	市道下道井三町2号線	不明	2.0	8.1	16.2	H26年度	I	H25年度	1045	上田島中通り線1号橋	市道上田島中通り線	不明	2.7	3.3	8.9	H26年度	I	H25年度	1046	瓦新命社東通り線1号橋	市道瓦新命社東通り線	不明	2.3	4.9	11.3	H26年度	I	H25年度	1047	美佐倉通り線1号橋	市道美佐倉通り線	不明	2.3	4.7	10.8	H26年度	I	H25年度	1048	嵐北391号線1号橋	市道嵐北391号線	不明	2.1	5.2	10.9	H26年度	I	H25年度	1049	高野川毛付2号線1号橋	市道高野川毛付2号線	不明	2.7	3.4	9.2	H26年度	II	H25年度	1052	嵐北423号線1号橋	市道嵐北423号線	不明	2.3	8.1	18.6	H26年度	I	H25年度	1053	高野川土下敷田線1号橋	市道高野川土下敷田線	不明	2.1	6.2	13.0	H26年度	I	H25年度	■橋梁定期点検業務の対象橋梁一覧表の追加 《理由》 ・民間企業の積算において、対象橋梁の位置や規模、健全度などの諸元情報が必要となる。 《変更点》 ・対象橋梁一覧表を別紙6として追加した。記載情報は次のとおりである。 ①橋梁番号 ②橋梁名 ③路線名 ④架設年度 ⑤橋長、幅員、面積 ⑥前回点検年度 ⑦前回点検時の健全度
橋梁番号	橋梁名	路線名	架設年度	橋長(m)	幅員(m)	面積(m ²)	前回点検実施年度	判定区分	点検計画(参考)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1001	石上原林1号橋	市道石上原林1号線	不明	4.0	14.6	58.4	H29年度	I	H34年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1002	原南原通り1号橋	市道原南原通り1号線	不明	2.4	4.0	11.0	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1003	宮園通り1号橋	市道宮園通り線	不明	2.1	3.8	8.0	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1004	上野学芸通り1号橋	市道上野学芸通り線	不明	2.0	4.4	8.8	H29年度	I	H35年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1005	海戸通り1号橋	市道海戸通り1号線	不明	2.4	4.3	10.3	H28年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1006	藤林新光線1号橋	市道藤林新光線	不明	7.0	7.3	51.1			H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1007	嵐北377号線1号橋	市道嵐北377号線	不明	4.3	7.4	31.8	H26年度	II	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1008	嵐北383号線1号橋	市道嵐北383号線	不明	5.0	8.8	44.0	H26年度	II	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1009	石原通り1号橋	市道石原通り1号線	不明	4.3	11.4	49.0	H26年度	II	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1010	嵐北379号線1号橋	市道嵐北379号線	不明	4.3	13.4	57.6	H29年度	I	H24年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1011	高野川新光東線1号橋	市道高野川新光東線	不明	4.0	6.6	26.4	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1014	嵐北401号線2号橋	市道嵐北401号線	不明	2.1	6.1	12.8	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1015	嵐北401号線1号橋	市道嵐北401号線	不明	2.0	4.1	8.2	H26年度	II	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1018	新光石上線1号橋	市道新光石上線	不明	2.1	10.2	21.4	H26年度	II	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1020	園田之橋	市道園田之橋	1957	2.9	2.7	7.8	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1029	サイノカミ裏門通り線1号橋	市道サイノカミ裏門通り線	不明	2.0	4.2	8.4	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1030	二ノ東通り線2号橋	市道二ノ東通り線	不明	2.0	6.3	12.6	H29年度	I	H24年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1031	高野川南通り線1号橋	市道高野川南通り線	不明	2.4	5.3	12.7	H26年度	II	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1033	二ノ東通り線1号橋	市道二ノ東通り線	不明	2.0	7.1	14.2	H29年度	I	H24年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1034	嵐北385号線1号橋	市道嵐北385号線	不明	2.3	4.0	9.2	H26年度	II	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1035	興野塚野目線3号橋	市道興野塚野目線	不明	2.2	4.3	9.5	H26年度	II	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1036	興野塚野目線2号橋	市道興野塚野目線	不明	3.5	8.1	28.4	H26年度	II	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1037	興野塚野目線1号橋	市道興野塚野目線	不明	2.5	6.9	17.3	H26年度	I	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1038	東郷校前通り線1号橋	市道東郷校前通り線	不明	2.2	4.8	10.6	H26年度	II	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1039	鬼谷地寺通り線1号橋	市道鬼谷地寺通り線	不明	2.0	4.7	9.4	H26年度	II	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1040	嵐北396号線1号橋	市道嵐北396号線	不明	2.0	8.8	17.6	H26年度	I	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1041	田島興野線1号橋	市道田島興野線	不明	2.5	11.3	28.3	H26年度	II	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1042	旧女学校正門通り線1号橋	市道旧女学校正門通り線	不明	2.6	12.6	32.8	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1043	村下稲葉線1号橋	市道村下稲葉線	不明	2.4	3.3	7.9	H26年度	II	H21年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1044	下道井三町2号線1号橋	市道下道井三町2号線	不明	2.0	8.1	16.2	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1045	上田島中通り線1号橋	市道上田島中通り線	不明	2.7	3.3	8.9	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1046	瓦新命社東通り線1号橋	市道瓦新命社東通り線	不明	2.3	4.9	11.3	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1047	美佐倉通り線1号橋	市道美佐倉通り線	不明	2.3	4.7	10.8	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1048	嵐北391号線1号橋	市道嵐北391号線	不明	2.1	5.2	10.9	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1049	高野川毛付2号線1号橋	市道高野川毛付2号線	不明	2.7	3.4	9.2	H26年度	II	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1052	嵐北423号線1号橋	市道嵐北423号線	不明	2.3	8.1	18.6	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1053	高野川土下敷田線1号橋	市道高野川土下敷田線	不明	2.1	6.2	13.0	H26年度	I	H25年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

表 4-33 業務要求水準書の変更点 (5)

通し 番号	項目	現行業務要求水準書の記載内容	検討結果を踏まえた要求水準書の変更	変更点/変更理由など																																																																																																																																																				
15	別紙 9 〇〇地区社会資本に係る包括的 維持管理業務委託に関するリス ク分担 (案)	なし	<p style="text-align: center;">表 5 リスク分担表 (共通)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>凡例</p> <p>○ : リスクが顕在化した場合に負担を負う</p> <p>空欄 : リスクが顕在化した場合に原則として負担を行わない</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">リスクの種類</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">募集 リスク</td> <td>応募手続 リスク</td> <td>募集要項等公表資料の誤り、内容の変更に より生じる追加費用等</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">契約リスク</td> <td>市の責めに帰すべき事由により、受注者と 契約が結ばない、又は契約手続きに時間が かかる場合に生じる追加費用等</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受注者の責めに帰すべき事由により、契約 が結ばない、又は契約手続きに時間がかか る場合に生じる追加費用等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">共通 制度 関連 リスク</td> <td>法令変更 リスク</td> <td>本事業に関する法令の変更・新設による増 加費用等</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">税制変更 リスク</td> <td>広く 一般的に適用される法令の変更・新設 による追加費用等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>本事業に直接的に影響がある税制の変更・ 親切による追加費用等</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">許認可 リスク</td> <td>消費税等 (消費税および地方消費税) の範 囲や税率変更等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の税制の変更・新設による追加費 用等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>政策変更 リスク</td> <td>市が取得すべき許認可 (例: 占用許可) の 遅延により生じる追加費用等</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会 リスク</td> <td>住民対応 リスク</td> <td>受注者が取得すべき許認可の遅延により生 じる追加費用等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境問題 リスク</td> <td>市の提示条件に関する地域住民の要望、訴 訟等への対応により生じる追加費用等</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の要望、訴訟等への対応により生 じる追加費用等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経済 リスク</td> <td>第三者賠償 リスク</td> <td>受注者が行う業務に関する騒音、振動、有 害物質の排出等により生じる追加費用等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>物価変動 リスク</td> <td>市の補償事由 (例: 既存施設の隠れたる取 壊、要求水準の設定に起因する取壊) によ り第三者に損害を与えた場合の賠償責任 受注者の業務に起因した第三者への損害及 び管理施設の損壊を与えた場合の賠償責任</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業中止・延期 リスク</td> <td>賠償責任 リスク</td> <td>物価変動による追加費用等</td> <td>○¹⁾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市の政策変更、指示等による事業の中止又 は延期</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不可抗力 リスク</td> <td>上記以外の事由による事業の中止又は延期</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴 動等の人為的な事象により生じる追加費用 等</td> <td></td> <td>○²⁾</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 6 リスク分担表 (維持修繕作業・管理作業、契約終了時)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">リスクの種類</th> <th rowspan="2">リスクの内容</th> <th colspan="2">負担者</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">維持 管理 作業</td> <td>計画変更リスク</td> <td>市の指示により生じる追加費用等</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">性能リスク</td> <td>上記以外の事由により生じる追加費用等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>要求水準の未達による追加費用等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">維持 管理 リス ク</td> <td>維持管理費増大 リスク</td> <td>市の指示による基準改定、委託内容・用 途の変更により生じる追加費用等</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設損傷 リスク</td> <td>上記以外の事由により生じる追加費用等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>時間の経過に伴う施設の劣化に対して受 注者が適切な維持管理業務を実施しなかつ たことによる施設の損傷に伴う費用等</td> <td>○³⁾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故 リスク</td> <td>受注者の維持管理業務実施中に発生する 交通事故、施設損傷等の事故</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受付 業務</td> <td>施設取壊未発見 リスク</td> <td>巡回、定期点検等で発見すべき施設の取 壊の見逃し</td> <td>○⁴⁾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運営費増入 リスク</td> <td>市の指示により生じる追加費用等</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">利用 者対 応 リス ク</td> <td>需要変動 リスク</td> <td>上記以外の事由により生じる追加費用等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">利用者対応 リスク</td> <td>受付件数の増減</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>受注者の業務範囲についての利用者から の苦情やトラブル等への対応</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">契約 終了 時</td> <td>上記以外の利用者からの苦情やトラブル 等 (住民からの改善要望) への対応</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>性能リスク</td> <td>事業終了時における施設の性能の確保</td> <td></td> <td>○⁵⁾</td> </tr> <tr> <td></td> <td>移管手続 リスク</td> <td>事業終了時の業務引継に関する諸費用</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	リスクの種類	リスクの内容	負担者		市	受注者	募集 リスク	応募手続 リスク	募集要項等公表資料の誤り、内容の変更に より生じる追加費用等	○		契約リスク	市の責めに帰すべき事由により、受注者と 契約が結ばない、又は契約手続きに時間が かかる場合に生じる追加費用等	○		受注者の責めに帰すべき事由により、契約 が結ばない、又は契約手続きに時間がかか る場合に生じる追加費用等		○	共通 制度 関連 リスク	法令変更 リスク	本事業に関する法令の変更・新設による増 加費用等	○		税制変更 リスク	広く 一般的に適用される法令の変更・新設 による追加費用等		○	本事業に直接的に影響がある税制の変更・ 親切による追加費用等	○		許認可 リスク	消費税等 (消費税および地方消費税) の範 囲や税率変更等		○	上記以外の税制の変更・新設による追加費 用等		○	政策変更 リスク	市が取得すべき許認可 (例: 占用許可) の 遅延により生じる追加費用等	○		社会 リスク	住民対応 リスク	受注者が取得すべき許認可の遅延により生 じる追加費用等		○	環境問題 リスク	市の提示条件に関する地域住民の要望、訴 訟等への対応により生じる追加費用等	○		上記以外の要望、訴訟等への対応により生 じる追加費用等		○	経済 リスク	第三者賠償 リスク	受注者が行う業務に関する騒音、振動、有 害物質の排出等により生じる追加費用等		○	物価変動 リスク	市の補償事由 (例: 既存施設の隠れたる取 壊、要求水準の設定に起因する取壊) によ り第三者に損害を与えた場合の賠償責任 受注者の業務に起因した第三者への損害及 び管理施設の損壊を与えた場合の賠償責任	○	○	事業中止・延期 リスク	賠償責任 リスク	物価変動による追加費用等	○ ¹⁾		市の政策変更、指示等による事業の中止又 は延期		○		不可抗力 リスク	上記以外の事由による事業の中止又は延期			○	地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴 動等の人為的な事象により生じる追加費用 等		○ ²⁾		リスクの種類	リスクの内容	負担者		市	受注者	維持 管理 作業	計画変更リスク	市の指示により生じる追加費用等	○		性能リスク	上記以外の事由により生じる追加費用等		○	要求水準の未達による追加費用等		○	維持 管理 リス ク	維持管理費増大 リスク	市の指示による基準改定、委託内容・用 途の変更により生じる追加費用等	○		施設損傷 リスク	上記以外の事由により生じる追加費用等		○	時間の経過に伴う施設の劣化に対して受 注者が適切な維持管理業務を実施しなかつ たことによる施設の損傷に伴う費用等	○ ³⁾		事故 リスク	受注者の維持管理業務実施中に発生する 交通事故、施設損傷等の事故		○	受付 業務	施設取壊未発見 リスク	巡回、定期点検等で発見すべき施設の取 壊の見逃し	○ ⁴⁾		運営費増入 リスク	市の指示により生じる追加費用等	○		利用 者対 応 リス ク	需要変動 リスク	上記以外の事由により生じる追加費用等		○	利用者対応 リスク	受付件数の増減		○	受注者の業務範囲についての利用者から の苦情やトラブル等への対応		○	契約 終了 時	上記以外の利用者からの苦情やトラブル 等 (住民からの改善要望) への対応	○		性能リスク	事業終了時における施設の性能の確保		○ ⁵⁾		移管手続 リスク	事業終了時の業務引継に関する諸費用		○	<p>■ リスク分担の明確化</p> <p>《理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に実施するためには、三条市と事業者間のリスク 分担について明確化しておくことが望ましい。 <p>《変更点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例におけるリスク分担を参考に、現行業務の実施状況 を踏まえリスク分担表を作成した。
リスクの種類	リスクの内容	負担者																																																																																																																																																						
		市	受注者																																																																																																																																																					
募集 リスク	応募手続 リスク	募集要項等公表資料の誤り、内容の変更に より生じる追加費用等	○																																																																																																																																																					
	契約リスク	市の責めに帰すべき事由により、受注者と 契約が結ばない、又は契約手続きに時間が かかる場合に生じる追加費用等	○																																																																																																																																																					
		受注者の責めに帰すべき事由により、契約 が結ばない、又は契約手続きに時間がかか る場合に生じる追加費用等		○																																																																																																																																																				
共通 制度 関連 リスク	法令変更 リスク	本事業に関する法令の変更・新設による増 加費用等	○																																																																																																																																																					
	税制変更 リスク	広く 一般的に適用される法令の変更・新設 による追加費用等		○																																																																																																																																																				
		本事業に直接的に影響がある税制の変更・ 親切による追加費用等	○																																																																																																																																																					
	許認可 リスク	消費税等 (消費税および地方消費税) の範 囲や税率変更等		○																																																																																																																																																				
		上記以外の税制の変更・新設による追加費 用等		○																																																																																																																																																				
	政策変更 リスク	市が取得すべき許認可 (例: 占用許可) の 遅延により生じる追加費用等	○																																																																																																																																																					
社会 リスク	住民対応 リスク	受注者が取得すべき許認可の遅延により生 じる追加費用等		○																																																																																																																																																				
	環境問題 リスク	市の提示条件に関する地域住民の要望、訴 訟等への対応により生じる追加費用等	○																																																																																																																																																					
		上記以外の要望、訴訟等への対応により生 じる追加費用等		○																																																																																																																																																				
経済 リスク	第三者賠償 リスク	受注者が行う業務に関する騒音、振動、有 害物質の排出等により生じる追加費用等		○																																																																																																																																																				
	物価変動 リスク	市の補償事由 (例: 既存施設の隠れたる取 壊、要求水準の設定に起因する取壊) によ り第三者に損害を与えた場合の賠償責任 受注者の業務に起因した第三者への損害及 び管理施設の損壊を与えた場合の賠償責任	○	○																																																																																																																																																				
事業中止・延期 リスク	賠償責任 リスク	物価変動による追加費用等	○ ¹⁾																																																																																																																																																					
	市の政策変更、指示等による事業の中止又 は延期		○																																																																																																																																																					
不可抗力 リスク	上記以外の事由による事業の中止又は延期			○																																																																																																																																																				
	地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴 動等の人為的な事象により生じる追加費用 等		○ ²⁾																																																																																																																																																					
リスクの種類	リスクの内容	負担者																																																																																																																																																						
		市	受注者																																																																																																																																																					
維持 管理 作業	計画変更リスク	市の指示により生じる追加費用等	○																																																																																																																																																					
	性能リスク	上記以外の事由により生じる追加費用等		○																																																																																																																																																				
		要求水準の未達による追加費用等		○																																																																																																																																																				
	維持 管理 リス ク	維持管理費増大 リスク	市の指示による基準改定、委託内容・用 途の変更により生じる追加費用等	○																																																																																																																																																				
		施設損傷 リスク	上記以外の事由により生じる追加費用等		○																																																																																																																																																			
			時間の経過に伴う施設の劣化に対して受 注者が適切な維持管理業務を実施しなかつ たことによる施設の損傷に伴う費用等	○ ³⁾																																																																																																																																																				
		事故 リスク	受注者の維持管理業務実施中に発生する 交通事故、施設損傷等の事故		○																																																																																																																																																			
	受付 業務	施設取壊未発見 リスク	巡回、定期点検等で発見すべき施設の取 壊の見逃し	○ ⁴⁾																																																																																																																																																				
		運営費増入 リスク	市の指示により生じる追加費用等	○																																																																																																																																																				
	利用 者対 応 リス ク	需要変動 リスク	上記以外の事由により生じる追加費用等		○																																																																																																																																																			
利用者対応 リスク		受付件数の増減		○																																																																																																																																																				
		受注者の業務範囲についての利用者から の苦情やトラブル等への対応		○																																																																																																																																																				
契約 終了 時	上記以外の利用者からの苦情やトラブル 等 (住民からの改善要望) への対応	○																																																																																																																																																						
	性能リスク	事業終了時における施設の性能の確保		○ ⁵⁾																																																																																																																																																				
	移管手続 リスク	事業終了時の業務引継に関する諸費用		○																																																																																																																																																				

表 4-34 業務要求水準書の変更点 (6)

通し番号	項目	現行業務要求水準書の記載内容	検討結果を踏まえた要求水準書の変更	変更点/変更理由など																																																																																																																																												
16	別紙10 過年度実績資料	<p>【別紙7】</p> <p>過年度実績 (構成比)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>3か年平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>全体マネジメント業務※</td><td>8.7%</td></tr> <tr><td>窓口業務※</td><td>11.3%</td></tr> <tr><td>巡回業務※</td><td>5.2%</td></tr> <tr><td>道路維持管理業務</td><td></td></tr> <tr><td>舗装補修業務</td><td>33.0%</td></tr> <tr><td>側溝補修業務</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>防護柵補修業務</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>道路照明・防犯灯補修業務</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>標識補修業務</td><td>0.3%</td></tr> <tr><td>反射鏡補修業務</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>消雪パイプ補修業務</td><td>0.4%</td></tr> <tr><td>消雪パイプ補修・ノズル調整業務</td><td>6.8%</td></tr> <tr><td>電気設備補修業務</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>除草業務</td><td>公園維持管理業務 (植栽等維持管理業務) に含む</td></tr> <tr><td>清掃業務※</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>植栽等維持管理業務</td><td>公園維持管理業務 (植栽等維持管理業務) に含む</td></tr> <tr><td>公園等維持管理業務</td><td></td></tr> <tr><td>施設修繕業務</td><td>0.3%</td></tr> <tr><td>遊具補修・設備保守業務</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>浄化槽清掃・定期点検業務</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>照明灯補修業務</td><td></td></tr> <tr><td>植栽等維持管理業務</td><td>17.2%</td></tr> <tr><td>清掃業務</td><td></td></tr> <tr><td>除草業務</td><td></td></tr> <tr><td>有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務</td><td>-</td></tr> <tr><td>水路等維持管理業務</td><td>5.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>※これまで直営対応として実施してきた業務 (直営対応の実績額は、職員の業務実施時間をもとに換算) ※上記以外の業務に関しても、直営対応分に関しては同様に換算したものを含む。</p>	業務	3か年平均	全体マネジメント業務※	8.7%	窓口業務※	11.3%	巡回業務※	5.2%	道路維持管理業務		舗装補修業務	33.0%	側溝補修業務	4.0%	防護柵補修業務	1.3%	道路照明・防犯灯補修業務	3.4%	標識補修業務	0.3%	反射鏡補修業務	0.6%	消雪パイプ補修業務	0.4%	消雪パイプ補修・ノズル調整業務	6.8%	電気設備補修業務	1.4%	除草業務	公園維持管理業務 (植栽等維持管理業務) に含む	清掃業務※	0.1%	植栽等維持管理業務	公園維持管理業務 (植栽等維持管理業務) に含む	公園等維持管理業務		施設修繕業務	0.3%	遊具補修・設備保守業務	0.9%	浄化槽清掃・定期点検業務	0.1%	照明灯補修業務		植栽等維持管理業務	17.2%	清掃業務		除草業務		有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務	-	水路等維持管理業務	5.0%	<p>【別紙10】</p> <p>過年度実績 (構成比) ^{※1}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>業務</th> <th>3か年平均^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工事費</td> <td>道路維持管理</td> <td>59.6%</td> </tr> <tr> <td>街灯管理</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>用悪水路管理</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>公園等維持管理</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">委託費</td> <td>橋梁点検</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>消雪パイプ (ノズル) 点検</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>樹木管理</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：従来直営対応として実施してきた業務は、H29年度の職員の業務実施時間をもとに換算</p>	分類	業務	3か年平均 ^{※1}	工事費	道路維持管理	59.6%	街灯管理	2.4%	用悪水路管理	12.7%	公園等維持管理	4.0%	委託費	橋梁点検	1.0%	消雪パイプ (ノズル) 点検	12.1%	樹木管理	8.2%			<p>■区分の見直し <<変更点>> ・見積り時の参考となる構成比は残し、事業者の自由裁量・創意工夫の制限とならないよう、区分を大まかな項目に変更した。</p> <p>【工事費】 ①道路維持管理 ②街灯管理 ③用悪水路管理 ④公園等維持管理</p> <p>【委託費】 ⑤橋梁点検 ⑥消雪パイプ (ノズル) 点検 ⑦樹木管理</p>																																																																	
業務	3か年平均																																																																																																																																															
全体マネジメント業務※	8.7%																																																																																																																																															
窓口業務※	11.3%																																																																																																																																															
巡回業務※	5.2%																																																																																																																																															
道路維持管理業務																																																																																																																																																
舗装補修業務	33.0%																																																																																																																																															
側溝補修業務	4.0%																																																																																																																																															
防護柵補修業務	1.3%																																																																																																																																															
道路照明・防犯灯補修業務	3.4%																																																																																																																																															
標識補修業務	0.3%																																																																																																																																															
反射鏡補修業務	0.6%																																																																																																																																															
消雪パイプ補修業務	0.4%																																																																																																																																															
消雪パイプ補修・ノズル調整業務	6.8%																																																																																																																																															
電気設備補修業務	1.4%																																																																																																																																															
除草業務	公園維持管理業務 (植栽等維持管理業務) に含む																																																																																																																																															
清掃業務※	0.1%																																																																																																																																															
植栽等維持管理業務	公園維持管理業務 (植栽等維持管理業務) に含む																																																																																																																																															
公園等維持管理業務																																																																																																																																																
施設修繕業務	0.3%																																																																																																																																															
遊具補修・設備保守業務	0.9%																																																																																																																																															
浄化槽清掃・定期点検業務	0.1%																																																																																																																																															
照明灯補修業務																																																																																																																																																
植栽等維持管理業務	17.2%																																																																																																																																															
清掃業務																																																																																																																																																
除草業務																																																																																																																																																
有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務	-																																																																																																																																															
水路等維持管理業務	5.0%																																																																																																																																															
分類	業務	3か年平均 ^{※1}																																																																																																																																														
工事費	道路維持管理	59.6%																																																																																																																																														
	街灯管理	2.4%																																																																																																																																														
	用悪水路管理	12.7%																																																																																																																																														
	公園等維持管理	4.0%																																																																																																																																														
委託費	橋梁点検	1.0%																																																																																																																																														
	消雪パイプ (ノズル) 点検	12.1%																																																																																																																																														
	樹木管理	8.2%																																																																																																																																														
17	別紙11 見積り参考資料	<p>【別紙6】</p> <p>見積り参考資料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種・施工名称など</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画準備業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>全体マネジメント業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>窓口業務 (準備費、光熱費、車検用品、通信費含む)</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>巡回業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道路維持管理業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>舗装補修業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>側溝補修業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>防護柵補修業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道路照明・防犯灯補修業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>標識補修業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>反射鏡補修業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>消雪パイプ補修業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>消雪パイプ補修・ノズル調整業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電気設備補修業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>除草業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>清掃業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>植栽等維持管理業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	計画準備業務	1	式			全体マネジメント業務	1	式			窓口業務 (準備費、光熱費、車検用品、通信費含む)	1	式			巡回業務	1	式			道路維持管理業務					舗装補修業務	1	式			側溝補修業務	1	式			防護柵補修業務	1	式			道路照明・防犯灯補修業務	1	式			標識補修業務	1	式			反射鏡補修業務	1	式			消雪パイプ補修業務	1	式			消雪パイプ補修・ノズル調整業務	1	式			電気設備補修業務	1	式			除草業務	1	式			清掃業務	1	式			植栽等維持管理業務	1	式			<p>【別紙11】</p> <p>見積り参考資料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目・工種・施工名称など</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画準備業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>全体マネジメント業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>窓口業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>巡回業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道路維持管理業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公園等維持管理業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水路等維持管理業務</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>諸経費[※]</td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※諸経費の考え方 ◎間接工事費 共通仮設費…準備費・運搬費・事業損失防止費・安全費 等 現場管理費…現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、通信交通費 等 ◎一般管理費等 本店、支店労働者の給料・手当、法定福利費 等</p>	費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	計画準備業務	1	式			全体マネジメント業務	1	式			窓口業務	1	式			巡回業務	1	式			道路維持管理業務	1	式			公園等維持管理業務	1	式			水路等維持管理業務	1	式			諸経費 [※]	1	式			合計					<p>■業務項目の追加、諸経費欄の追加 <<理由>> ・見積りの際に各項目で詳細な金額を出したことで、実作業時に縛りがかかってしまう感じがあると現行業務の事業者から意見があった。</p> <p><<変更点>> ・業務開始後、受託者の自由裁量の制限とならないよう、区分を大まかな項目に変更した。 ・受託者の適正な利益の確保を促すため、「諸経費」を別項目立てした。 ・諸経費の考え方を詳細に記載した。</p>
費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額																																																																																																																																												
計画準備業務	1	式																																																																																																																																														
全体マネジメント業務	1	式																																																																																																																																														
窓口業務 (準備費、光熱費、車検用品、通信費含む)	1	式																																																																																																																																														
巡回業務	1	式																																																																																																																																														
道路維持管理業務																																																																																																																																																
舗装補修業務	1	式																																																																																																																																														
側溝補修業務	1	式																																																																																																																																														
防護柵補修業務	1	式																																																																																																																																														
道路照明・防犯灯補修業務	1	式																																																																																																																																														
標識補修業務	1	式																																																																																																																																														
反射鏡補修業務	1	式																																																																																																																																														
消雪パイプ補修業務	1	式																																																																																																																																														
消雪パイプ補修・ノズル調整業務	1	式																																																																																																																																														
電気設備補修業務	1	式																																																																																																																																														
除草業務	1	式																																																																																																																																														
清掃業務	1	式																																																																																																																																														
植栽等維持管理業務	1	式																																																																																																																																														
費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額																																																																																																																																												
計画準備業務	1	式																																																																																																																																														
全体マネジメント業務	1	式																																																																																																																																														
窓口業務	1	式																																																																																																																																														
巡回業務	1	式																																																																																																																																														
道路維持管理業務	1	式																																																																																																																																														
公園等維持管理業務	1	式																																																																																																																																														
水路等維持管理業務	1	式																																																																																																																																														
諸経費 [※]	1	式																																																																																																																																														
合計																																																																																																																																																

また、タブレット端末を活用した「橋梁定期点検業務」の追加にあたって、橋梁定期点検業務実施要領（案）を作成した。

- 従来業務の実施要領（案）を参考に、契約期間が複数年であること、予定技術者が包括業務の実施責任者であることなどの包括業務の特性を反映させた。
- タブレット端末（橋梁概略点検システム）を活用した点検手法の導入による。使用図書、実施方法等の変更を反映させた。

表 4-35 橋梁定期点検業務実施要領（案）の変更点（1）

章・条	従来業務	包括業務	変更点／理由など
第1章 総則			
第1条 適用	本特記仕様書は、三条市が実施する平成30年度橋梁定期点検その1業務委託（以下「本業務」という）に適用する。また、本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書によるほか、契約書、設計図書、新潟県土木部測量・設計・調査業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という）によるものとする。		変更なし
第2条 履行期間	履行期間は、契約の日から170日間とする。ただし、各橋梁の健全度区分の判定結果は平成30年8月末日までに報告することとする。	履行期間は、各年度、11月30日（降雪期前）までに完了することとする。	年度毎の報告とし、事業者の調整の余地を確保した。
第3条 予定技術者	<p>(1) 管理技術者 管理技術者は、標準仕様書第1107条の定めにかかわらず、下記に定めるいずれかの要件を満たす者とする。 ・技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目全てを対象とする） ・技術士（建設部門：ただし平成13年度試験以降の合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事しているもの） ・RCCM（専門技術部門：「鋼構造及びコンクリート」、及び「道路」） ・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者における資格分野「鋼・コンクリート、メンテナンス、橋梁」を対象） ・工学博士</p> <p>(2) 照査技術者 管理技術者に求められる同様の要件を有する者とする。</p> <p>(3) 点検責任者 点検責任者は、点検作業に臨場して点検作業班の統括及び安全管理を行う。また、利用者及び第三者被害の可能性がある変状・異常を把握し、応急措置や応急対策、調査の必要性等を判定する。 なお、点検責任者は、以下のいずれかの能力を有する者とする。 1. 管理技術者としての要件を満たすもの。 2. 別表1の要件を満たすもの。</p> <p>(なし)</p> <p>(4) 管理技術者、照査技術者及び点検責任者は兼務することができない。</p> <p>(5) 本業務に当たる管理技術者、照査技術者及び点検責任者は参加設計事務所に所属しており、本業務の公告日現在において3か月以上の雇用関係にある者に限る。</p>	<p>(1) 橋梁定期点検業務実施責任者（管理技術者） 橋梁定期点検業務実施責任者は、標準仕様書第1107条の定めにかかわらず、下記に定めるいずれかの要件を満たす者とする。 ・技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目全てを対象とする） ・技術士（建設部門：ただし平成13年度試験以降の合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事しているもの） ・1級土木施工管理技士 ・ME新潟（構造、構造＋防災）</p> <p>(2) 照査技術者 橋梁定期点検業務実施責任者に求められる同様の要件を有する者とする。</p> <p>(3) 点検主任技術者 点検主任技術者は、点検作業に臨場して点検作業班の統括及び安全管理を行う。また、利用者及び第三者被害の可能性がある変状・異常を把握し、応急措置や応急対策、調査の必要性等を判定する。 なお、点検主任技術者は、以下のいずれかの能力を有する者とする。 1. 橋梁定期点検業務実施責任者に求められる同様の要件を有する者とする。 2. 別表1の要件を満たすもの。</p> <p>(4) 橋梁定期点検業務実施責任者、照査技術者及び点検主任技術者は、三条市が実施するタブレット点検に関する講習を受講すること。</p> <p>(5) 橋梁定期点検業務実施責任者、照査技術者及び点検主任技術者は兼務することができない。</p> <p>【削除】</p>	<p>管理技術者のポジションを「橋梁定期点検業務実施責任者」が務める。</p> <p>市内業者による点検実施体制の構築に向けて、資格要件にME新潟（構造、構造＋防災）を追加した。</p> <p>従来の「点検責任者」は、上記「実施責任者」と名称が似ており混乱を招く恐れがあることから、「点検主任技術者」に変更した。</p> <p>タブレット点検の導入に伴い、点検手法の理解向上を目的として、講習受講を必須とした。</p>
第4条 業務計画書	受注者は、契約後速やかに橋梁点検の実施体制を整え、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、標準仕様書第1112条に基づいて、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	【削除】	包括全体の業務計画書は、要求水準書（案）で規定されている。
第5条 使用図書	本業務で使用する図書は、標準仕様書第1201条に示す「最新の技術基準及び参考図書」のほか、次に示すものによるものとする。 ・新潟県橋梁定期点検要領〔標準点検編〕 新潟県土木部道路管理課 平成26年12月 ・新潟県橋梁定期点検要領〔小規模橋梁点検編〕 新潟県土木部道路管理課 平成26年12月	本業務で使用する図書は、標準仕様書第1201条に示す「最新の技術基準及び参考図書」のほか、次に示すものによるものとする。 ・橋梁概略点検システム 利用マニュアル 三条市建設課 平成31年4月 また、下記についても参考にする。 【以下変更なし】	タブレット点検の導入に伴い、使用図書には、「運用マニュアル（要確認）」を規定した。 なお、その他参考資料は変更なし。

表 4-36 橋梁定期点検業務実施要領（案）の変更点（2）

章・条	従来業務	包括業務	変更点／理由など									
第2章 業務内容												
第6条 業務内容	本業務は、「新潟県橋梁定期点検要領〔標準点検編〕及び〔小規模橋梁点検編〕（以下「点検要領」という。）」に準じて実施し、三条市管理道路における橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、施設の効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るための点検を行うものとする。	業務内容の詳細は、「業務要求水準書（案）2. 本業務の内容」を参照すること。	業務内容は、要求水準書（案）に記載されている。									
第7条 点検対象（部材・部位）	施設の各部材・部位（上部構造、下部構造、支承部、路上、排水施設等）に対して点検を実施するものとする。 なお、点検部材及び部位については「点検要領 5.2 標準点検（小規模橋梁点検）の項目」を基本とする。	施設の各部材・部位（上部構造、下部構造、支承部、路上、排水施設等）に対して点検を実施するものとする。 なお、点検部材及び部位については「橋梁概略点検システム 利用マニュアル（以下、「利用マニュアル」という）」を基本とする。	点検対象は、利用マニュアルに準拠するものとした。									
第8条 資料の整理	点検に先立ち、施設本体及びその周辺状況に関する既存資料（施設台帳、道路防災総点検結果など）を整理し、必要な情報を把握するものとする。 なお、発注者が貸与する既存資料は 第20条 貸与資料 のとおりとする。	【変更なし】	変更なし									
第9条 現地踏査	点検に先立ち、施設本体及びその周辺状況を把握し、点検方法や必要資機材の計画立案に必要な情報を把握するものとする。さらに、現地踏査に基づき、警察等の関係機関との協議が必要である場合は、必要な資料を作成するものとする。	【変更なし】	変更なし									
第10条 点検計画書作成	受注者は、現地踏査の結果や既存資料等を踏まえ、点検計画書を作成し、監督員に提出するものとする。また、点検計画書には以下の事項を記載するものとする。 1. 業務内容 2. 対象橋梁位置図 3. 橋梁点検方法（橋梁毎に作成する） 4. 既存資料の確認（過去の点検調査や補修履歴等、点検実施にあたり参考となる資料を記載する） 5. 実施体制 6. 実施工程表 7. 安全管理計画 8. 連絡体制（緊急時含む） 9. その他監督員が必要と認めたもの	受注者は、現地踏査の結果や既存資料等を踏まえ、下表に示す点検計画書を作成し、適切な時期に監督員まで提出するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>提出時期</th> <th>記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体点検計画</td> <td>業務開始当初</td> <td>1. 業務内容 2. 対象橋梁位置図 3. 実施体制 4. 全対象橋梁の点検実施年度 5. その他監督員が必要と認めたもの</td> </tr> <tr> <td>年間点検計画</td> <td>各年度開始当初</td> <td>1. 業務内容 2. 対象橋梁位置図 3. 橋梁点検方法（橋梁毎に作成する） 4. 既存資料の確認（過去の点検調査や補修履歴等、点検実施にあたり参考となる資料を記載する） 5. 実施体制 6. 実施工程表 7. 安全管理計画 8. 連絡体制（緊急時含む） 9. その他監督員が必要と認めたもの</td> </tr> </tbody> </table>	名称	提出時期	記載事項	全体点検計画	業務開始当初	1. 業務内容 2. 対象橋梁位置図 3. 実施体制 4. 全対象橋梁の点検実施年度 5. その他監督員が必要と認めたもの	年間点検計画	各年度開始当初	1. 業務内容 2. 対象橋梁位置図 3. 橋梁点検方法（橋梁毎に作成する） 4. 既存資料の確認（過去の点検調査や補修履歴等、点検実施にあたり参考となる資料を記載する） 5. 実施体制 6. 実施工程表 7. 安全管理計画 8. 連絡体制（緊急時含む） 9. その他監督員が必要と認めたもの	5か年業務であるため、業務当初に提出する全体計画と年度毎に提出する年間計画の2部構成とした。
名称	提出時期	記載事項										
全体点検計画	業務開始当初	1. 業務内容 2. 対象橋梁位置図 3. 実施体制 4. 全対象橋梁の点検実施年度 5. その他監督員が必要と認めたもの										
年間点検計画	各年度開始当初	1. 業務内容 2. 対象橋梁位置図 3. 橋梁点検方法（橋梁毎に作成する） 4. 既存資料の確認（過去の点検調査や補修履歴等、点検実施にあたり参考となる資料を記載する） 5. 実施体制 6. 実施工程表 7. 安全管理計画 8. 連絡体制（緊急時含む） 9. その他監督員が必要と認めたもの										
第11条 現地点検	本業務実施に際しては、点検要領に基づき下記事項の項目について、第5条 使用図書 を参考に点検及び資料の作成を行うものとする。 (1) 目視点検 施設の点検は、点検対象となる全部材に対して肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行う。 近接目視を行う方法として、徒歩あるいは脚立、梯子等の使用や橋梁点検車などの機器によるものがあり、現地踏査で架橋位置の地形、交通状況、交差物件、障害物等を考慮して方法を決定し、監督員と協議する。 箱桁形式の橋梁は、点検口から進入し内部の点検も行う。なお、点検口の開放や安全施設等で仮設備が必要な場合は、監督員と協議する。 点検で確認された鉄筋露出箇所は、一時的に腐食の進行を抑えることを目的に、防錆スプレー等を用いて可能な範囲で養生処理を行う。 (2) 第三者被害の可能性がある橋梁での点検（目視点検、打音検査） 跨線橋、跨道橋及び河川敷公園等の桁下空間が利用されている橋梁では、前項に規定されている目視点検を実施するとともに、コンクリートの剥離、鉄筋露出やうき等の第三者被害の可能性がある損傷が確認された場合には、打音検査を実施する。ただし、初回点検施設では、損傷の発見の有無にかかわらず、打音検査を実施する。	本業務実施に際しては、利用マニュアルに基づき下記事項の項目について、第4条 使用図書 を参考に点検及び資料の作成を行うものとする。 (1) 目視点検 施設の点検は、点検対象となる全部材に対して肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行う。 近接目視を行う方法として、徒歩あるいは脚立、梯子等の使用などがあり、現地踏査で架橋位置の地形、交通状況、交差物件、障害物等を考慮して方法を決定し、監督員と協議する。 点検で確認された鉄筋露出箇所は、一時的に腐食の進行を抑えることを目的に、防錆スプレー等を用いて可能な範囲で養生処理を行う。 【削除】	橋梁点検車などの機器は使用しないため削除。 また、小規模の単純構造橋梁が対象であるため、箱桁形式の橋梁に関する記載を削除。									
			跨線橋、跨道橋は対象外のため、項目を削除									

章・条	従来業務	包括業務	変更点/理由など
	<p>打音検査は点検要領「9. 第三者被害の可能性のある橋梁の点検2), 3)」に記載されている部材および範囲全体に対して実施する。</p> <p>(3) 応急措置 (叩き落とし作業) 打音検査において、うき・剥離が発見された場合には、ハンマーで叩き落とす応急措置を実施する。なお、応急措置により鉄筋が露出した場合は、一時的に腐食の進行を抑えることを目的に、防錆スプレー等を用いて可能な範囲で養生処理を行う。 また、作業結果は様式に記入の上、点検システムに登録するとともに監督員に報告する。</p> <p>(4) 点検結果の記録 ・点検結果の記録は、発注者が貸与する橋梁点検システムを用いて行い、点検要領に定める点検調書 (県様式) を作成する。また、点検表記録様式 (国様式) も併せて作成する。 ・所見・見解及び総合点検結果では、点検の結果と既存資料から得られる情報を踏まえ、損傷の規模、要因、進展性及び構造への影響度を考察する。 ・概略対策計画は、現状の損傷への対策のみならず、損傷要因を遮断し損傷の再度発生を抑制できる対策を積み上げ、計上する。 ・損傷図は各径間毎に路面、桁下および下部工に別けて作成する。上部工は橋面からの見下ろし図とし、桁側面の損傷が判読しやすいよう、必要に応じて展開図を活用する。</p> <p>(5) 施設諸元の確認 橋梁諸元調書に記載のある内容を現地で確認し、必要に応じて諸元の追記及び修正を行う。また、橋梁の位置座標が確認できない場合は、GPS レシーバー等により位置座標を取得し記録する。</p> <p>(6) 耐震補強等調書 耐震や車両重量 25 t 化対応等、点検時に現地で確認できる補強内容について記録する。また、添架物についても現地で確認可能な内容について記録する。</p> <p>(7) 緊急報告 点検中に緊急対応が必要と判断される損傷等が確認された場合は、直ちに監督員に報告する。</p>	<p>(2) 応急措置 (叩き落とし作業) 【以下変更なし】</p> <p>(3) 点検結果の記録 ・点検結果の記録は、発注者が貸与するタブレットおよび橋梁概略点検システムを用いて行い、利用マニュアルに定める点検表記録様式 (国様式) を作成する。 ・所見では、点検の結果と既存資料から得られる情報を踏まえ、損傷の規模、要因、進展性及び構造への影響度を考察する。</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>(4) 緊急報告 【以下変更なし】</p>	<p>変更なし</p> <p>点検結果の記録は、タブレットを活用し、橋梁概略点検システムにより行うことの説明に変更した。</p> <p>2 順目点検であることから対象外とした。</p> <p>2 順目点検であることから対象外とした。</p>
第 12 条 損傷程度の評価及び健全度の判定	<p>現地点検結果から、点検要領に基づき損傷程度の判定評価を行い、損傷判定を橋梁点検システムに入力し、健全度の判定を行うものとする (評価方法は、「点検要領」を参照)。 また、点検調書は橋梁毎に作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	【削除】	評価方法はタブレット点検の「運用マニュアル」に準拠する。
第 13 条 対策工の概略検討及び概算工事費の整理	<p>健全度の判定に基づき、点検結果 (損傷図等) から対策数量を整理し、維持管理計画策定のための対策工および概算工事費を整理し、点検調書に記録する。また、詳細調査や設計計算が必要となる補修に関しては、今後の調査・設計項目の提案を行うものとする。 なお、対策工の概略検討及び概算工事費の整理に際しては、対策区分 B 以下の損傷に対して整理を行うものとする。</p>	【削除】	タブレット点検では、対策工および概算工事費の記録は行わない。
第 14 条 報告書のとりまとめ	<p>本業務の成果品として、前記の点検結果の記録、損傷程度の判定、健全度の判定、対策工法の概略検討および概算工事費を各施設に対して整理するとともに、対象施設の特性や変状要因の考察などを追記し、対象施設の点検調書概要版等を作成するものとする。</p>	【削除】	報告書としての提出を要請しない。
成果品の提出	(なし)	<p>第 11 条 成果品 (タブレット端末) の提出 本業務の成果品として、点検で用いるタブレット端末 (貸与品) を、監督員が指定した期日までに提出するものとする。提出頻度は各年度 1 回を想定しているが、監督員より指示があった場合は、その都度、提出するものとする。</p>	点検成果はタブレット端末及びシステムに保存されるため、成果品はタブレット端末の提出をもって代替する。

表 4-37 橋梁定期点検業務実施要領（案）の変更点（3）

章・条	従来業務	包括業務	変更点／理由など
第3省 その他			
第15条 再委託	標準仕様書第1128条第1項で示すほか、次に示すものについては、再委託することはできない。 1. 本業務の計画準備 2. 現地踏査 3. 橋梁点検（点検補助員が実施する作業を除く） 4. 損傷程度の評価 5. 健全度の判定 6. 対策工の概要及び概算工事費の整理 7. 報告書の作成	【変更なし】	変更なし
第16条 成果品の提出	本業務の成果品は以下に示すものとし、取りまとめて監督員に提出する。 点検調書（県様式）は橋梁点検システムから出力するものとする。 1. 報告書 …………… 2部（A4版・ファイル綴、電子データ） 2. 点検調書（県様式）及び点検表記録様式（国様式）…………… 各2部（CD、電子データ） 3. 点検調書概要版 …………… 2部（A3版） 4. その他監督員の指示した資料 …………… 1式	【削除】	上記のとおり、タブレット端末の提出をもって代替する。
第17条 中間成果の提出	業務履行中、監督員より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。	【削除】	包括的維持管理業務委託の中の月齢会議で代替するため削除。
第18条 打合せ	1. 業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出するものとする。 2. 打合せの回数は4回とし、点検計画策定後と成果品納入前の2回は管理技術者が立ち会うものとする。	【削除】	包括的維持管理業務委託の中の月齢会議で代替するため削除。
第19条 他機関との協議	施設点検を行う際に、河川管理者、鉄道管理者、公安委員会及び他の道路管理者等と協議が必要となった場合は監督員に報告し、その対応方法を監督員と協議するものとする。	【変更なし】	変更なし
第20条 貸与資料	貸与する図書その他資料は、次のとおりとする。 1. 施設台帳 2. 過去の点検調書及び補修履歴 3. 点検表記録様式（国様式）及び記入要領 4. その他、業務履行上必要な発注者の所有する資料	貸与する図書その他資料は、次のとおりとする。 1. 施設台帳 2. 過去の点検調書及び補修履歴 3. 橋梁概略点検システム 利用マニュアル 4. 点検表記録様式（国様式）及び記入要領 5. その他、業務履行上必要な発注者の所有する資料	今回新たに作成するタブレット点検のシステム利用マニュアルを貸与する。
貸与物品	（なし）	貸与する物品は、次のとおりとする（各2セット）。 1. iPad 2. iPad ケース 3. 充電器 4. USB ケーブル	タブレット点検の実施にあたって必要な備品は三条市から貸与する。
第21条 沿道対応	本業務実施中、沿道の住民および道路利用者から苦情があった場合は、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を速やかに監督員に報告するものとする。	【変更なし】	変更なし
第22条 安全対策	本業務にあたっては、第5条 使用図書 に定められた安全対策につとめ、各種関係法令を遵守し、道路交通、第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を行わなければならない。 交通規制費等については、別途監督員と協議のうえ、変更契約の対象とする。 なお、点検時に橋梁に設置されている検査路等を利用する場合は、その健全性に十分留意すること。また、河川や水路を跨ぐ橋梁等では、天候の急変等による水位上昇に注意すること。	【変更なし】	変更なし
第23条 疑義	受注者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。	【変更なし】	変更なし
別表1	点検責任者の資格要件一覧表	【変更なし】	変更なし

4.4. 改善検討結果のまとめ

前述の検討結果を下表にまとめる。

表 4-38 改善検討結果のまとめ

検討項目	改善検討結果
1. 業務範囲の拡大	
①対象業務規模の拡大	✓ 業務の効率性及び適切性を考慮し、50万円以上130万円未満/件を対象業務に含める。
②対象業務の追加	✓ 点検業務（橋梁・消雪パイプ）を追加することで、更なる導入効果の発現を促進
③業務エリアの拡大・追加	✓ A. 嵐北地区（須頃・大島を除く）を拡大 ✓ B. 下田地区を新規追加
④契約期間の延長	✓ 契約期間を2年から5年に延長
2. 業務要求水準の数値化	
①要求水準の数値化の検討	✓ 舗装のポットホール、段差、わだち掘れを対象に現行業務の対応状況、路線種別や意見・要望の状況から管理水準の数値化を検討
②維持管理基準（案）参考資料の更新	✓ 検討した数値を維持管理基準（案）に参考値として記載。参考となる状況写真を充実化。
3. 有償ボランティア事業の活用	✓ 有償ボランティアの適用範囲を整理し、包括的維持管理業務における活用促進方法として、事業者への技術提案テーマに設定する仕組みを検討
4. モニタリング方法の見直し	
①月例会議の出席者の見直し	✓ 全体マネジメント業務は総括業務責任者が一任していることを踏まえ、月例会議は総括業務責任者および必要に応じて各担当業務責任者が出席することとして設定
②提出書類（様式）の変更	✓ 現行業務の開始当初に想定していた箇所別実施調書は、作成およびとりまとめに作業手間を要することから、対応状況を取りまとめた対応簿一覧表として箇所別実施調書の様式を変更
5. 受託組織の再検討	✓ 将来的な維持管理体制づくりへの移行段階であることを踏まえ、市内業者の知見や技術力向上を目的とした場合に限り、県内業者を構成員に含むことができるものとした。
6. リスク分担の再検討	
①遊具保守の対応範囲の修正	✓ 遊具は外観目視による簡易点検とすることを補足。修繕を維持管理業務で対応するか、発生した

検討項目		改善検討結果
		異状個別に受発注者の協議により決定することで、事業者の過大なリスク負担を回避
	②リスク分担表の作成	✓ 事業者への過大なリスク移転を防止するため三条市と事業者間のリスク分担表を作成
7. 委託費の積算方法の再検討		
	①諸経費の項目立て	✓ 事業者の適正な利益確保を促すため、業務要求水準書の見積り参考資料で「諸経費」を別項目立て
	※今後の検討課題の整理	✓ 事業者の適正な利益確保、受注意欲向上に対する今後の検討課題を整理 (現場環境改善費の計上、インセンティブの付与)
8. 契約書等の見直し		
	①変更契約の考え方の整理	✓ 以下の観点で契約書を見直した。 - 事業範囲の明確化 - 受発注者の役割（責任）の明確化 - リスク分担表の位置づけの明確化 - 受発注者によるリスク管理が困難な事象に対する変更対応の明確化（制度関連リスク、経済リスク、不可抗力リスク） - 前払金に関する規定を追記 - 月例会議における予算執行状況の確認について追加
	②公募型プロポーザルにおける技術提案テーマの検討	✓ 次期業務における効果の更なる発現、課題の解決の一助となる業務事業者の工夫を促す「技術提案テーマ」を検討
	③次期業務に向けた業務要求水準書の変更	✓ 検討した改善点を業務要求水準書に反映 ✓ 次期業務より新たに追加となる橋梁定期点検業務の実施要領（案）を作成

4.5. 発注書類作成

上記検討結果を踏まえ、次期業務（嵐北地区、下田地区）の発注関係書類案を作成した。
(H31.1.15 に公示)

作成した書類については、参考資料として巻末に示す。

- 01_公告文
- 02_実施要項 別紙つき
- 03_提出書類様式集
- 04_質問書
- 05_見積り参考資料
- 06_業務要求水準書
- 07_契約書

5. 包括業務発注の簡素化検討

5.1. 発注手続きにおける簡素化

5.1.1. 積算作業の効率化

発注手続きにおいて、積算作業が最も職員の手・時間を要している。積算方法は、①従来職員が対応していた業務の民間委託への転換、②従来随時委託していた業務のとりまとめの大きく2つに分類される。

現在の積算作業における作業の概要と問題点を下表にまとめる。今後、更に業務範囲（エリア、対象施設、業務内容）を拡大していくにあたっては、同様の問題で職員への負荷がかかることが想定される。

表 5-1 積算作業の簡素化に関する問題点

分類	算出方法の概要	問題点
①従来職員が対応していた業務の民間委託への転換	職員の作業日報(体制・時間)等から業務内容別に積算	<ul style="list-style-type: none">直営の対応範囲が広く、維持工事の対象のみを作業日報から抽出することが困難意見・要望対応の作業時間は、エリア内の対象施設の割合等から算出
②従来随時委託していた業務のとりまとめ	過去3か年の委託工事台帳を基に、委託実績の3か年平均値を適用	<ul style="list-style-type: none">包括の対象エリアにあわせて、対象作業を切り分けることが手間

次期業務以降は、嵐北地区を全域に拡大するほか、嵐南地区、栄地区の新規追加を予定している。これらのエリア拡大スケジュールを踏まえて、対象業務の対応状況について情報を整理しておくことで積算作業の簡素化が図られると考えられる。

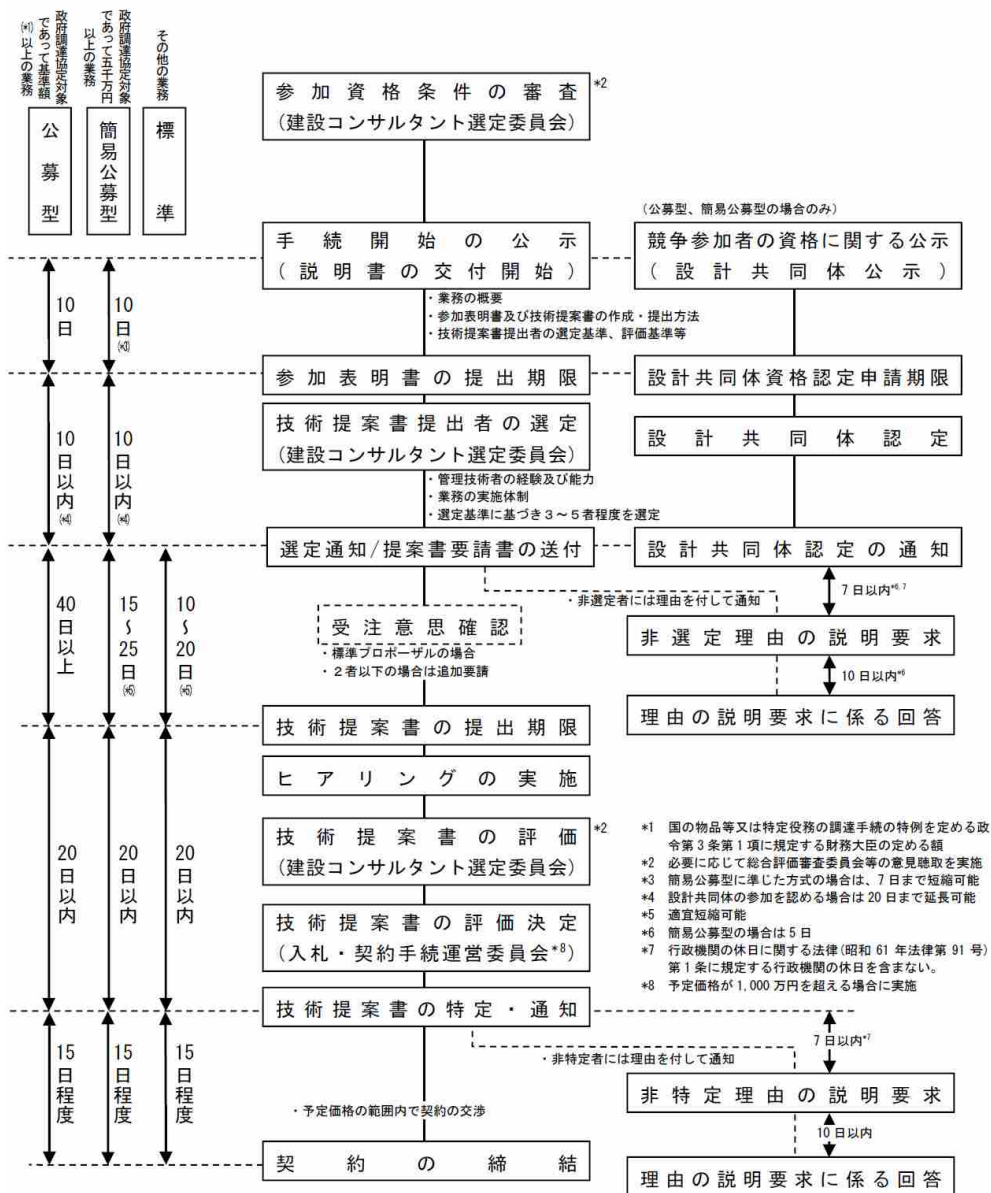
表 5-2 積算作業の簡素化に向けた対応

分類	対応
①従来職員が対応していた業務の民間委託への転換	<ul style="list-style-type: none">現時点で維持工事の対象である業務内容について、日報の記入ルールを設けたうえで、切り分けて整理機械的な抽出作業のためにデータで保存意見・要望への対応は、職員および事業者の情報共有システム等を導入し、位置情報、対応内容や対応結果と併せて、要した時間と体制を保存
②従来随時委託していた業務のとりまとめ	<ul style="list-style-type: none">今後数年間の委託業務を本事業の業務内容別に事前整理対象施設や業務内容の拡大の検討と整合を図り、とりまとめる対象業務を拡大

5.1.2. 発注方式の検討

現行業務および次期業務の発注方式には公募型プロポーザル方式を採用している。これは、本事業は試行業務を経て、その熟度を段階的に向上させる途中段階にあり、現時点では、業務の実施条件等について業務開始前に受発注者で協議する必要があると考えられるためである。

本市における公募型プロポーザル方式による契約締結までに必要な作業、およそその期間を下図に示す。公示から3ヶ月程度の期間と事業者選定に関わる作業を必要とする。



※建設コンサルタント業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会、H27.11）

図 5-1 公募型プロポーザル方式の実施手順

今後、本事業の熟度が向上し、積算精度や業務実施条件の設定等が十分なレベルに到達した際には、競争入札方式や総合評価一般競争入札方式等を採用することで発注手続きの簡素化が図られると言える。そこで本検討では、本事業の将来的な本格運用を想定し、各発注方式の特徴から発注方式の適用性を再検討した。

本市における地域業者の近年の動向や技術レベル等の地域特性を鑑みれば、複数者による競争性が確保されない可能性がある。事業のマンネリ化防止および技術レベル確保のためには、事業者の技術力を評価する方式であることが望ましいことから、競争入札方式は適さないと考える。

総合評価落札方式は、公募型プロポーザル方式と比べて短期間での契約締結を可能とするが、他方、事前に学識経験者への意見聴取が必要であることや、落札者との交渉が成立しない場合には再入札になるなど簡素化の視点でデメリットもある。また、手続きの簡素化および技術力確保の視点で、総合評価落札方式に明確な優位性はないと言える。

従来市職員が行っていたマネジメントの役割を移転し、民間活力の拡大を図るという本事業の特性を踏まえれば、事業者の高い技術力を求める“公募型プロポーザル方式”の採用が最も妥当性が高いと言える。

表 5-3 契約方式の比較

視点	競争入札方式	総合評価落札方式 (標準型)	公募型プロポーザル方式
適用の考え方	技術的な工夫の余地が小さく、一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる業務(×)	入札者の提示する技術等によって成果に差異が生じることが期待できる業務(○) 性能仕様を予め定めることが容易な業務(△)	技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務(○) 性能仕様をあらかじめ定めることが困難な業務(○)
手続きの簡素化	資格審査および提示される価格のみで落札者が決定するため、比較的短期間で契約締結が可能(○)	公募型プロポーザル方式と比較して短期間で締結が可能(○) 事前に学識経験者への意見聴取が必要(△) 落札者と交渉ができなかった場合再入札(△)	契約内容の詳細は契約交渉が必要で長期化しやすい(△) 優先交渉者と交渉不調でも次順位者と交渉が可能(○)
地域特性を踏まえた実現性 ※技術力の確保	競争性が確保されない場合に、マンネリによる技術力低下が懸念される(×)	技術評価の割合を価格評価より大きくとることで、技術力の発揮が期待できる(○)	最も技術力の高い提案者が優先されるため、高い技術力の発揮が期待できる(○)
評価	×	△	○

5.2. 簡易にモニタリング等を導入する方策

現行業務の実施状況を踏まえ、適切なモニタリングを実施するための諸条件を整理したうえで、現行業務におけるモニタリングの過不足事項の改善を図るとともに、改善案のモニタリング手法に対する効率化の方策について検討した。

5.2.1. 現行業務におけるモニタリング手法

(1) 初期状態の確認

適切なモニタリングを実施するためには、事業者への受け渡し時点で、全対象施設がそれぞれ要請されるサービス水準（要求水準）を下回らないことを担保する必要がある。

万一、委託前から水準を満足しない事象が存在する場合でも、施設を管理する中でそれを発見出来なかった場合には、市だけでなく事業者側も刑事責任を問われる可能性がある。本事業の対象外とする事象については、事前に受発注者双方で確認し、記録として残しておくことが重要となる。

現行業務では、業務開始当初に受発注者合同による道路巡回を実施し、要求水準のすり合わせを行うとともに、対象施設の状態を共有している。しかしながら、限られた時間で全対象施設を確認することは困難であり、巡回の中で無作為に確認された範囲の担保に限定される。

例えば、関東地方整備局 大宮国道事務所の先進事例（性能規定道路維持管理工事：路面の性能規定）では、性能規定に係わる路面管理に必要な性能規定開始時の路面性状について、発注者所有の直近の路面性状データと現地との不整合箇所の確認をするため、受注者と監督職員は現地立ち会いを行い、データの相違の確認を行っている。

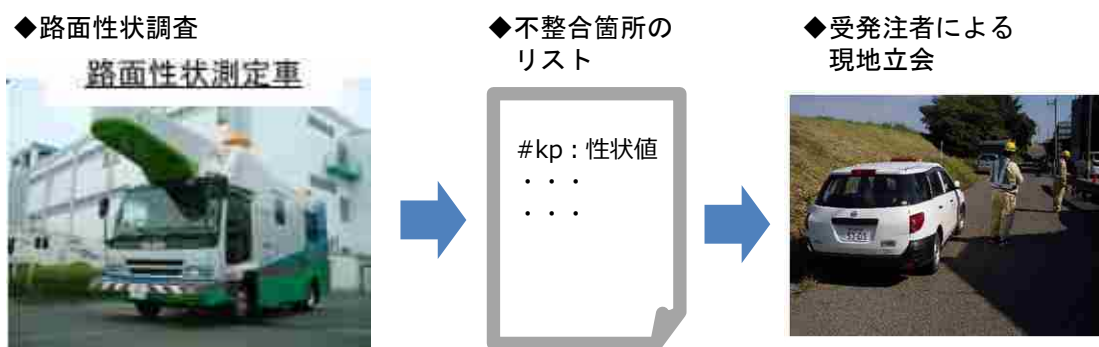


図 5-2 路面管理における初期状態の確認イメージ

(2) アウトカムによるモニタリング

現行業務におけるモニタリングの体系図を図 5-3 に示す。

月例会議等によって定期的に履行状況のモニタリングに努めているが、水準を下回る状態に対する対応状況を報告するのみとしており、本質的なモニタリングになっていないのが実態である。また、住民の意見・要望による間接的な評価としており、提供サービス（施設の“状態”）に対するモニタリング手法の導入が必要である。

《モニタリング実施状況の実態》

- 事業者の履行状況については、月例会議等において定期的に本市に報告されている。ここで報告される内容は、道路巡回もしくは住民からの意見・要望によって確認された発生事象に対する対応状況としている。
 - 事業者が提供するサービス（施設の“状態”）に対するモニタリングは直接的に実施できておらず、住民の意見・要望という“アウトカム”を介して間接的に評価しているのが実情である。
 - 事業者は自身の提供するサービスについて、道路巡回によるセルフモニタリングを行っているが、水準を下回る状態に対する対応状況を報告するのみとしており、報告箇所以外の施設で要求水準を満足することは担保されていない。
 - 意見・要望の窓口を事業者に委託しており、サービス提供の状況について、本市が住民から直接情報を収集する機会がほとんどない。
- ※現行業務では多くの要望が本市に寄せられており、問題は顕在化していない
- 事業者は自治会との交流会を開催し、サービス提供に対する満足度についての情報収集に努めている。これは事業者の工夫によるものであり、業務内容として定められていない。

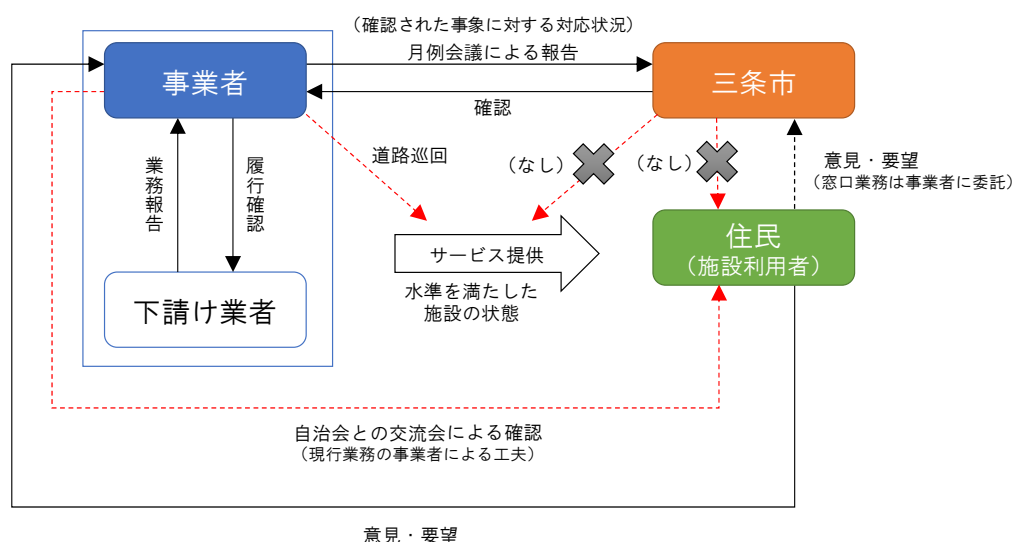


図 5-3 現行業務のモニタリング体系図

5.2.2. 簡易なモニタリング手法の導入策

(1) 初期状態の確認

本事業では、現行業務と次期業務の事業者が異なる場合において、施設の維持管理履歴や留意事項等を適切に引継ぎ、次期業務を円滑に進めるために引継ぎ期間を設けている。H31年4月から予定する次期業務では、3月上旬に次期事業者との契約を締結し、約1ヶ月の引継ぎ期間を予定している。

現行業務の完了に向けたサービス提供状況の確認と、次期業務事業者との初期状態の確認及び引継ぎが同時期に行われるため、これらを組み合わせることで効率化が図られると考えられる。

次期事業者との契約締結から業務開始までの対応フロー（案）を下図に示す。

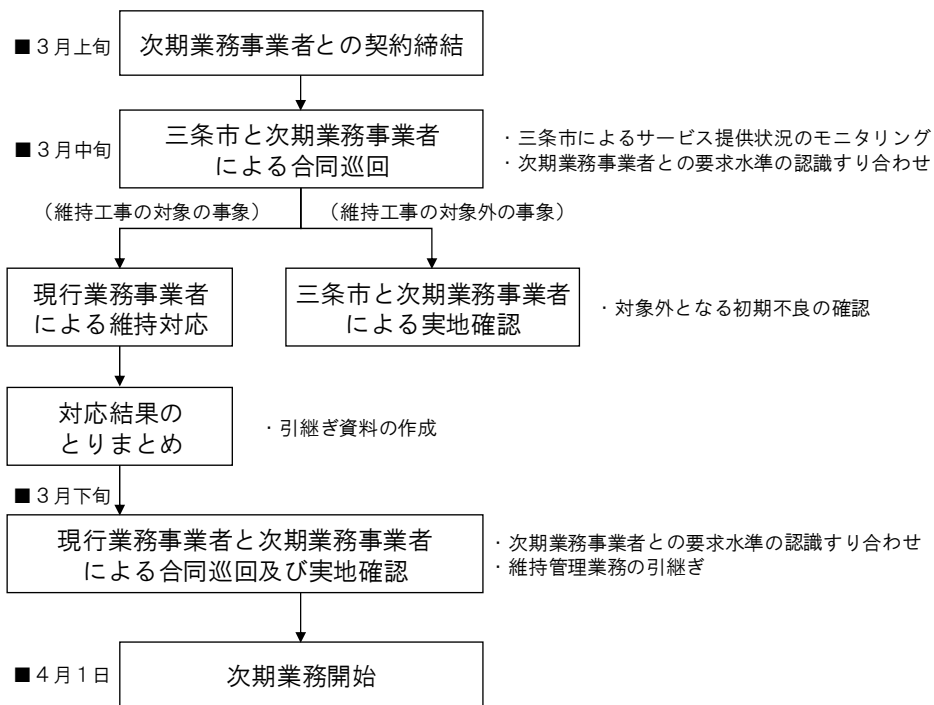


図 5-4 契約締結から業務開始までの対応フロー（案）

(2) サービス提供状況に対するモニタリング

サービス提供状況をモニタリングするための改善案を下表に示す。また、モニタリング体系の改善案を図 5-5 に示す。

表 5-4 サービス提供状況に対するモニタリング手法

項目	実施者	対象	実施方法
セルフモニタリング	事業者	サービス提供状況 (施設の状態)	<ul style="list-style-type: none"> よい状態の箇所も含めた施設の状態について、道路巡回などで定期的又は随時に現地を確認 三条市が指定する施設・区間等を代表として確認 検査・支払時期に併せて四半期に1回の頻度で実施 確認結果（施設の状態を写した写真等）を整理し、個別の対応状況と併せて月例会議等で市に報告
発注者の実地確認	三条市	サービス提供状況 (施設の状態)	<ul style="list-style-type: none"> 不定期に職員による道路巡回を実施し、次について実地で確認 - 提出される報告内容が事実行為として行われているかの確認 - サービス提供の状況(対象施設の状態が要求水準を満たしているか)の確認 検査・支払時期に併せて四半期に1回の頻度で実施 事業者のセルフモニタリング結果との比較により妥当性を評価
顧客満足度調査	三条市	住民 (施設利用者)	<ul style="list-style-type: none"> 年1回程度の頻度でサービス提供に関する満足度調査を実施 サービス提供(利用上の安全性や快適性等)に関わる施設の状態についてのアンケートなど
顧客満足度調査	事業者	住民 (施設利用者)	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供に関する満足度調査(年1回程度の頻度)を業務内容に追加 調査方法は事業者の任意とし、事業者の創意工夫の余地を創出

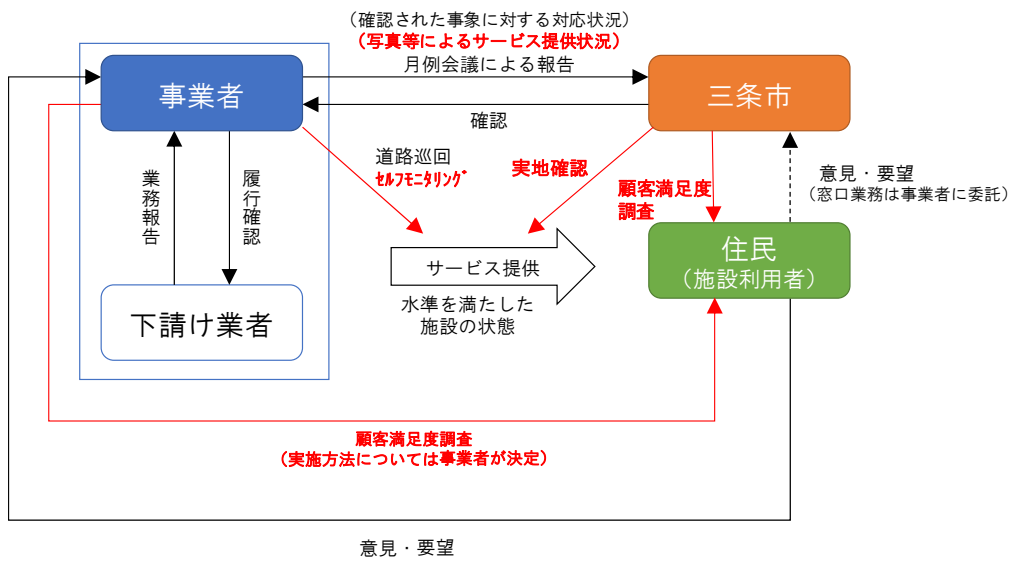


図 5-5 モニタリング体系の改善案

(3) 情報共有システムの導入

本事業の継続および拡大に向けて、維持管理履歴の情報を蓄積し、有効活用していくためには、事業者の持ち込みのシステムではなく、本市が指定するシステムによる継続運用が必要と考えられる。

府中市の先進事例（道路等包括管理事業（北西地区））では、市が指定する情報システム（「インフラマネジメトシステム」）に、毎週受注者が登庁・市端末を用いて業務報告を登録することとしている。

発生事象に対する現行業務の対応フローと各段階で蓄積すべき情報を以下に示す。これらの情報を受発注者が逐次確認できる体制を確保することで、効率的な情報共有及びモニタリングの簡素化が図られると考えられる。

表 5-5 システムに蓄積すべき情報

対応フロー	情報の種類	情報の項目
事象の確認	発生事象の管理	<ul style="list-style-type: none"> • 管理番号 • 確認した日時 • 場所（緯度経度、路線番号、地先） • 入手方法（巡回、意見・要望） ⇒ 依頼者情報（氏名、連絡先、内容） • 損傷の状態 ⇒ 測定可能な損傷は数値 • 対応方針 ⇒ 経過観察、要対応、市への報告 等 • 対応者（事象の確認者）
対応の方針	いつ、誰が、何を、 どうやって処理するか	<ul style="list-style-type: none"> • 対応予定日 • 対応者（JV 構成員、担当者氏名） • 対応内容（工種）
処理結果	いつ、誰が、何を、 どうやって処理したか	<ul style="list-style-type: none"> • 対応完了日 • 対応者（JV 構成員、担当者氏名） • 対応内容（工種） • 処理後の状態（復帰状況） • その他、留意事項

道路パトロール支援サービス® (道パト®)

道路パトロール支援サービスとは

「汎用機のスマートフォンで安価に路面状況を把握」 + 「日常の道路管理業務を支援」

- ① 加速度センサーで道路の凸凹を検知し路面状況を把握 ⇒ 補修の優先度決め・計画に
- ② パトロール中の作業内容を記録 (位置・画像・メモ) ⇒ 報告書作成・集計業務を効率化
- ③ 住民要望・クレーム案件の管理 (住宅地図活用) ⇒ 住民サービスの向上へ

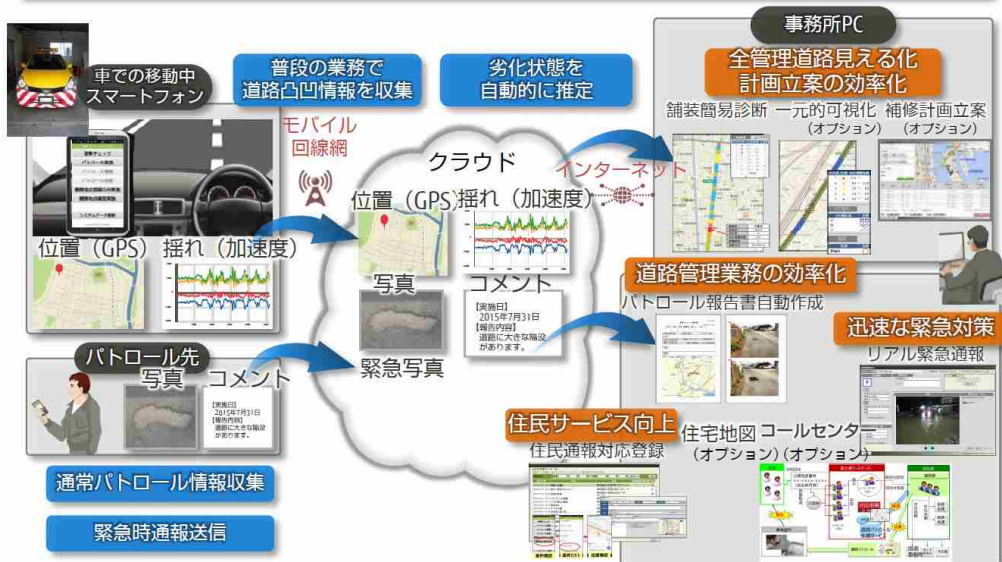
幹線・生活道路全体の「路面状況」「作業・異常履歴」が見える化



車のダッシュボードに固定したスマートフォンによりデータを取得

サービスの全体像

日常パトロールのついでに路面情報を収集、幹線・生活道路全体が見える化し補修計画立案に道路管理者業務の、日常業務効率化・迅速な緊急対策・住民サービス向上を支えるサービス



本パンフレットに含まれる地図は、株式会社ゼンリンの著作物です。
Copyright2015 ZENRIN CO., LTD. (許諾番号: Z13LD第749号)

<http://www.fujitsu.com/jp/group/ftrd/services/road/patrol/> より引用

図 5-6 富士通交通・道路データサービス (道路パトロール支援サービス)

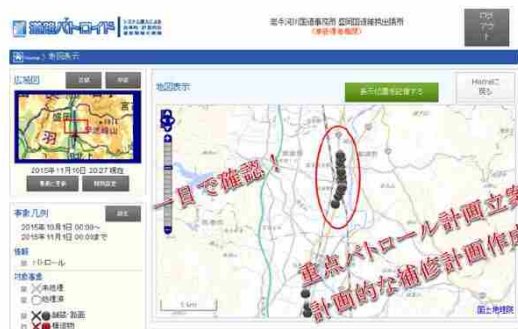
《道路巡回の情報共有システムの事例②》

「パトロール支援システム」とは、パトロールに『タブレット端末』を導入し、情報を電子化することで、業務の効率化・省略化さらに高度化を目的とするものです。



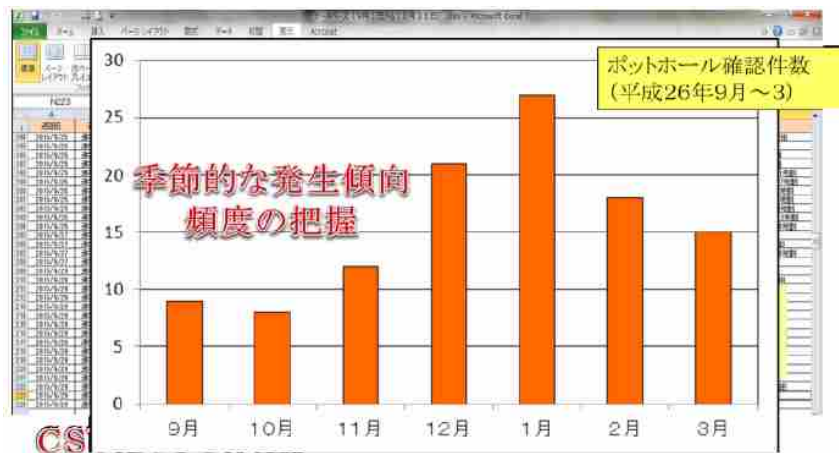
(事象は地図上へ自動で明示)

(例えば舗装・路面で抽出した場合)



※各アイコンをクリックすれば詳細情報・写真も閲覧可能。

- 巡回結果は自動的にサーバへ蓄積され、CSV形式で出力する事が可能。
- 各種調査物や予算要求資料等の参考にもなる他、グラフ化も容易であり、地図上への明示と併用することで視覚的・数量的に事象の発生傾向・頻度を把握することが可能



<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/K00360/happyoukai/H28/list2/2-2.pdf> より引用・編集

図 5-7 盛岡国道維持出張所 (道路パトロール支援システム)

《道路巡回の情報共有システムの事例③》

- 「PasCAL for LGWAN 要望管理」は、住民から寄せられる苦情や要望などの意見を地図と連動して管理できるクラウドサービス
- の地図上で、「誰が」、「いつ」、「どのように」、「どうした」といった対応状況を紐づけて全庁的に見える化を行い、住民サービスの向上をサポート

《ポイント》

[住民要望と巡回・対応情報を一元管理](#)

[ワークフローを全庁で見える化](#)

[市民通報と連携しワンストップで対応](#)

住民要望と巡回・対応情報を一元管理

「PasCAL for LGWAN 要望管理」は、住民や自治会などから受け付けた要望や苦情、職員の日常的な巡回（パトロール）で発見した異常などを、「PasCAL for LGWAN」の地図上で写真や位置情報とともに一元管理し、全庁的に共有できます。

さらに、個々の要望に対する対応を履歴管理できるため、過去に遡り、「誰が」、「いつ」、「どのように」、「どうした」という情報を簡単に検索できます。登録された情報は、職員のノウハウとして蓄積し住民サービスの向上に繋げることができます。

また、集計結果を公開情報として活用することも可能です。



全庁体制での対応

ワークフローを全庁で見える化



ワークフロー

「PasCAL for LGWAN 要望管理」は、要望・苦情・ご意見の受付～対応の進捗状況・結果までをワークフローとして見える化することで、職員の責任の所在を明確化し、庁内における適切な役割分担、部署間の確実な連携を促すことで、対応漏れを防ぎます。

https://www.pasco.co.jp/products/pcl_youbou/より引用・編集

図 5-8 PASCO（住民要望管理システム「PasCAL for LGWAN 要望管理」）

(4) 第三者機関を活用したモニタリング

発注者側のモニタリングの負担を軽減する方法のひとつとして、事業者のモニタリングを適切な能力を有する第三者機関に委託することが考えられる。

かほく市における先進事例（上下水道事業包括的民間委託）では、月1回の臨時水質検査（抜き打ち検査）を市職員が行い監視しているほか、コンサルタントへ履行監視業務を委託（セカンド・オピニオン）し、官側、民側に対して平等な立場で監視・評価を行うことで、適正な履行の推進を図っている。

本市における第三者機関を活用したモニタリングの体系図（案）を下図に示す。

公共施設の管理およびその監視を民間事業者に委ねた場合でも、施設を安全に管理する責任が移譲されるわけではない。事業者の監視、業務実施状況のモニタリングと改善を通じて管理者責任を果たしていく必要がある。

第三者機関へモニタリングを委託する場合も同様である。本市にとってのモニタリング対象を第三者機関の業務内容に集約・一元化することで簡素化が図られるが、これを通じて管理者責任を果たしていく必要があることから、このモニタリング方法については、慎重に検討を進める必要がある。

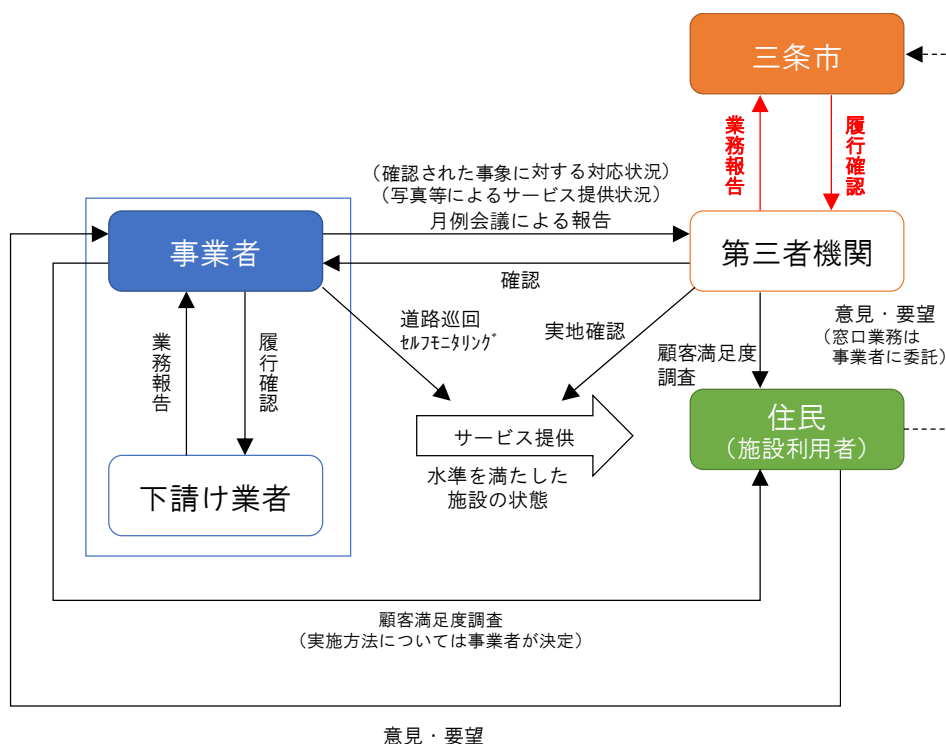


図 5-9 第三者機関によるモニタリング

6. 受託者の引継ぎ方法

6.1. 引継ぎ方法

包括的維持管理業務を効率・効果的に運用するにあたっては、過年度業務で実施した事項のうち継続すべき事項について、引継ぎ事項として明確化し引継業務を通じて継続させていく必要がある。

そこで、引継ぎ項目を網羅的に抽出するために、業務項目を基本に、業務実施時の特徴を整理し、引継ぎ項目(案)を抽出した。

業務項目一覧と、引継ぎの適用性の高い項目(案)を次頁に示す。

上記検討結果から、引継項目(案)として抽出した項目を以下に示す。

なお、実際の引継ぎに関しては、特記仕様書の中で引継業務が位置づけられているため、業務対応として実施することとなる。

表 6-1 引継項目(案)

引継項目(案)	引継内容(案)	留意点
受発注者間の報告方法	維持管理業務・維持工事範囲外のものの報告・緊急性の高い事象報告等の報告の時期、様式等の情報	受発注者間の労力低減に向けて引継ぐ。
利用者からの苦情・要望等の窓口対応方法	利用者からの連絡の受付方法	利用者の利便性を考慮し、受付窓口の名称の固定や、電話番号の継続が望ましい。
利用者からの苦情・要望等の対応履歴	利用者からの苦情・要望等の記録簿・記録データ	過年度からの対応履歴を蓄積するため、記録様式・記録データを定型化する。 対応箇所については、緯度経度情報も蓄積することで GIS に展開し維持管理履歴をデータベース化することが可能となる。
有償ボランティア事業での実施内容	有償ボランティア事業の実施内容と実施方法	有償ボランティア事業で実施した内容を継続することで、高齢者の社会の担い手としての活躍する環境を確保する
引継ぎ資料	引継ぎに用いる資料一式	引継ぎ資料を蓄積することで、引継ぎ時の効率化を図る

表 6-2 業務項目と引継ぎ項目(案)

業務項目	業務実施時の特徴	引継ぎの適用性	引継ぎ項目(案)	備考	
計画準備業務	本業務を実施するにあたり必要な準備				
	三条市実施・過年度実施業務の引継ぎ準備				
全体マネジメント業務	業務全体のマネジメント				
	提出書類作成				
	体制の構築、各工種への適切な人員配置				
	業務実施スケジュール管理				
	三条市との協議・調整	モニタリング(会議)の実施			
	各種計画書・実施報告書提出				
窓口業務	利用者からの苦情・要望等の受付・電話対応	窓口対応	○	窓口対応方法	住民の利便性を考慮すると、電話番号は変更しないことが望ましい。
		記録簿への記載	○	対応履歴(記録簿)	記録簿は定型化し、情報を蓄積することが望ましい。
		包括管理支援ツールでのデータ化	○	対応履歴(データ)	データは定型化し、情報を蓄積することが望ましい。
	緊急性の高い事象の管理者への報告		○	緊急性の高い事象の報告方法	受発注者間の労力低減に向け、報告の時期、様式等の情報を引継ぐことが考えられる。
	三条市が実施する業務の支援				
巡回業務	施設の状況把握・異常事象の予防	維持管理基準参考資料(案)	○	維持管理基準参考資料(案)	従来、市が行ってきた維持管理におけるサービス水準と整合を図るため。
	事象発生時の対応				
	記録・整理				
維持管理業務	維持工事範囲外のものの状況報告	月例会議等での報告	○	維持工事範囲外のものの報告方法	受発注者間の労力低減に向け、報告の時期、様式等の情報を引継ぐことが考えられる。
	不具合情報収集	巡回業務・窓口業務・管理者からの情報提供			
	施工方法検討・費用積算				
	施工 管理者への報告		○	維持管理業務の報告方法	受発注者間の労力低減に向け、報告の時期、様式等の情報を引継ぐことが考えられる。
引継業務	引継ぎ資料作成		○	引継ぎ資料	引継ぎ資料を蓄積することで、引継ぎ時の効率化が図られると考えられる。
	次期業務実施者との引継ぎ				
その他	有償ボランティア事業の活用		○	有償ボランティア事業での実施内容	有償ボランティア事業で実施した内容を継続することで、高齢者の社会の担い手としての活躍する環境を確保する。
	自治会と事業者の交流会	集会の開催 イベントへの参加			事業者が保有する技術と考えられる。 //

6.2. 受託組織の継続性

(1) 包括的民間委託と地域の関係

包括的民間委託と地域の関係を表 6-3 に示す。

業者の競争性が一定程度確保される地域（都市部など）では、包括的民間委託の導入により、“地域の公共サービスの適正化”が図られると考えられる。他方、地域維持事業の担い手（市内業者）の確保が困難となる恐れのある地域では、地域の体制持続による“地域の公共サービスの維持”が、包括的民間委託の導入の主目的となると考えられる。

本市では、「持続可能な地域の建設業者の構築にも寄与する新たな維持管理体制づくり」を導入趣旨としており、特に下田地区などの中山間地などにおいて、地域の公共サービスの持続的な提供のために市内業者の維持ならびに市内業者による維持管理体制の構築が本事業の命題と言える。

表 6-3 包括的民間委託と地域の関係

		一般的な地域 (業者の競争性が一定程度確保される地域)	地域維持事業の担い手確保が 困難となるおそれのある地域
包括的民間委託 導入の目的		地域の公共サービスの適正化 ・ 官民の適切な役割分担 ・ サービスの充実・向上を目指す	地域の公共サービスの維持 ・ 日常時・災害時を含めた地域活動の維持を目指す
導入の 背景	受託者 視点	・ 複数の業者、業者グループがあり、競争的な市場を確保 ・ 大手企業や外部の参入可能性が存在	・ 地域のインフラの担い手確保 ・ 豪雪等の災害対応体制の確保 ・ 維持管理の担い手の廃業が進み、市場の競争性が低下傾向
	委託者 視点	・ 発注者の体制は一定程度を確保 ・ 住民対応の負荷増大 ・ 役所業務の繁忙度の増大 ・ 役所業務の効率化	・ 職員が不足しており、体制は脆弱 ・ 維持管理業務の不調・不発の防止 ・ インハウスエンジニアの技術力確保
	地域・住民 視点	・ 地域のニーズの多様化	・ 災害時には一定程度の災害対応体制が要請
求められる制度		・ 住民サービスの向上が期待できるしくみ ・ インセンティブや性能規定による受注者の創意工夫の発露	・ 維持管理の担い手が持続的に事業が実施可能な安定した業務規模による発注
制度導入の課題		・ 業務実施内容や性能が定量的に評価できないことによるインセンティブの低下やリスク分担の曖昧さの発生	・ 競争原理が働かないことによる事業のマンネリ化 ・ 委託者が実施内容のチェック機能を十分に果たせるか

※他事例等を参考に本事業で考察・作成

(2) 受託組織継続によるメリット・デメリット

本事業の導入により民間、官、市民それぞれに一定程度の効果（メリット）が確認されたことは本書3章までに述べたとおりである。一方で、本市の包括的民間委託は、市内業者を対象とした公募型プロポーザル方式を採用していることにより、ノウハウおよび経験を蓄積した特定業者の受注に偏向する可能性が考えられる。

特定業者の受注が継続した場合のメリットおよびデメリットを表 6-4 に示す。

表 6-4 特定業者が受注する場合のメリットおよびデメリット

視点	内容	メリット	デメリット
官	作業負担、コストの削減 維持管理の効率化	民間が経験・ノウハウを蓄積していることにより、作業の判断に伴う確認・協議等の時間が軽減される。	民間の創意工夫が特定業者のみに限定される。 他社が保有するより効果的な手法を取り入れにくくなる。 競争原理が働かないことによる事業のマンネリ化が生じる。
	公平な受注機会	—	将来的に、経験・ノウハウを蓄積していない業者の受注が困難となる可能性がある。
民間	創意工夫の発揮（効率的な人員・機械の配置・運用、自主判断の処理による作業効率化、民間ノウハウの蓄積・活用等）	蓄積した経験・ノウハウを引き続き活かし、深度化させることができる。	経験・ノウハウが特定業者のみにしか蓄積されない可能性がある。
市民	平常時・災害時における発生事象の対応	構築された維持管理体制から、従前と変わらない迅速な対応が期待できる。	競争原理が働かないことによる事業のマンネリ化が生じる。
	受託業者との関係	構築した関係性、対応窓口の継続。	—
	地域雇用	地域における雇用の維持が引き続き期待できる。	—

特定業者の受注が継続することにより、官と民間の共通認識、判断基準の一致が引き続き図られ、官・民間の双方で確認・協議等の時間短縮が期待できる。また、民間は蓄積した経験・ノウハウを深度化させ、従前を上回る効率化に期待できる。市民においても、民間との良好な関係性・信頼が築けている場合、従前と同等以上の対応に期待できる。また受託者が変更された場合、連絡窓口も変更され市民の負担増加となるが、特定業者が継続することで窓口も継続されるメリットも考えられる。

一方で、公募型プロポーザル方式は、蓄積した経験・ノウハウを保有する企業が有利になることが考えられ、将来的に入札に参加する企業が減少し、競争性および受託業者以外の受注機会の損失につながる恐れがある。また、民間の創意工夫が受託業者に限られ、非受託者のノウハウが十分に発揮されないことも懸念される。

(3) 地域業者育成と公平な受注機会の確保の両立

本市では、包括的民間委託の受託者構成員は複数業者とすることにより、地域全体のノウハウの積み上げを図る仕組みとしている。また、現行業務の事業者（JV 構成員）は、JV 非構成員の地元業者に対して一般的な比率で作業を外注するなどの工夫が見られる。そのため、JV 非構成員らの受注機会は損失していないのと同時に、地域業者全体の育成に寄与しており、現行業務ではこれまでに問題は顕在化していない。

しかしながら、これは事業者の工夫に依るところであり、今後特定業者の受注が継続することは、官、民間、市民（地域）それぞれにとってのリスクになりうると考えられる。

市内業者による維持管理体制の構築を命題としつつ、地域業者育成と公平な受注機会の確保の両立を図るためには、“競争性の創出”と“市内業者の継続受注”を同時に図る仕組みを検討する必要がある。

6.3. 包括的民間委託に関する今後の方向性

「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ 平成30年4月」(以下、「中間とりまとめ」という)では、地域の建設産業は「地域の守り手」と再認識されているが、地域企業の維持・育成が課題であるとし、今後の大規模維持更新時代を迎えるにあたって、円滑な建設生産・管理システムの持続が危ぶまれていることが示されている。

地域維持型社会インフラ包括的民間委託に関する今後の方向性としては、下記事項が該当する。

- 1) 等級区分の設置、分離分割発注、個別工事の地域要件の適用、災害活動などの評価等やそれらの改善により、引き続き地域企業向け市場を形成すべき
- 2) 地域への精通度や災害対応の実績といった評価項目によって選定された建設業者の中から競争によって個別契約できる入札・契約方式（フレームワーク方式）について制度的な検討を進めるべき
- 3) 毎年一定の工事量が発注される維持修繕工事（堤防除草、道路除雪等）や小規模工事等について、地域の実情を踏まえ、複数年契約や確認公募型の随意契約の適用を拡大するとともに、上記フレームワーク方式も含め、事業協同組合や地域維持型JVの活用等について検討するべき

“競争性の創出”と“市内業者の継続受注”を両立するための検討の方向性については、中間とりまとめを踏まえた今後の展開に期待される。ここでは、中間とりまとめで示された方法を今後の検討の参考材料として抽出・整理した。

2. 「地域の守り手」である地域の建設産業の持続的な育成・確保

(現状と課題)

東日本大震災以降、測量・調査・設計・工事等を担う**地域の建設産業は「地域の守り手」と再認識される一方で、災害対応に最低限必要な企業数、人員、機材の確保に必要な「限界工事量」を確保しなければならないといった指摘があるように、地域企業の維持・育成が課題**となっている。

また、厳しい財政状況等から、特に市町村の発注体制が脆弱化しており、**今後の大規模維持更新時代を迎えるにあたって、円滑な建設生産・管理システムの持続が危ぶまれている。**

(今後の方向性)

2-1. 地域の建設産業が活躍できる市場の創出

- ・「地域の守り手」としての地域の建設産業が持続的に活動できるよう、安定的・持続的な事業量の確保に努め、公平性、透明性及び競争環境の確保に配慮しつつ、**等級区分の設置、分離分割発注、個別工事の地域要件の適用、災害活動などの評価等やそれらの改善により、引き続き地域企業向け市場を形成すべき。**また、地域の建設産業の持続的な技術力の確保・向上に定めるために、高い技術力や現場力を保持している企業は、より規模の大きな工事へ参加可能とするなどのインセンティブのある制度にすべき。
- ・直轄実績のない企業の参入機会の確保を図るために、受注状況等を注視しながら、手持ち工事量の評価、チャレンジ型や自治体実績評価型の拡大を引き続き図るべき。
- ・特に中小企業に対しては、i-Construction を普及・拡大するために、人材育成、設備投資への支援、小規模工事の基準類の策定や地方公共団体発注工事を対象としたモデル工事等について地域の実情を踏まえつつ推進すべき。

2-2. 地域の建設産業が適切に評価される入札・契約方式の改善

- ・**あらかじめ地域への精通度や災害対応の実績といった評価項目によって選定された建設業者の中から競争によって個別契約できる入札・契約方式（フレームワーク方式）について制度的な検討を進めるべき。**その際には、あわせて費用の透明性の向上を図る仕組みを検討すべき。
- ・また、**毎年一定の工事量が発注される維持修繕工事（堤防除草、道路除雪等）や小規模工事等について、地域の実情を踏まえ、複数年契約や確認公募型の随意契約の適用を拡大するとともに、上記フレームワーク方式も含め、事業協同組合や地域維持型JVの活用等について検討するべき。**
- ・業務においても競争参加者の募集にあたっては、新規参入を希望する企業の参加機会の確保、若手・女性技術者の参加機会の拡大、地域の建設産業の受注機会の確保等に配慮すべき。
- ・頻発する災害に対応するため、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を地域発注者協議会等の活用により、地方公共団体にも普及すべき。

出典：今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ 平成30年4月

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会

今後の発注者のあり方に関する基本問題検討部会

(1) 地域精通度や災害対応実績等を考慮した入札・契約方式の適用

中間とりまとめでは、地域への精通度や災害対応の実績といった評価項目によって選定された建設業者の中から競争によって個別契約できる入札・契約方式として、フレームワーク方式が提案されている。

フレームワーク方式とは、一定期間内に行う複数の事業について、あらかじめ入札で選定された業者の中から個別契約できる旨の協定を結ぶ方式で、EU 公共調達指令で規定されている。

受発注者の事務負担の軽減、受発注者間の良好なパートナーシップ形成、複数年にわたり受注者が計画を立てやすいため、企業経営の安定化に寄与することが期待される。

海外の入札契約方式の事例(フレームワーク方式)

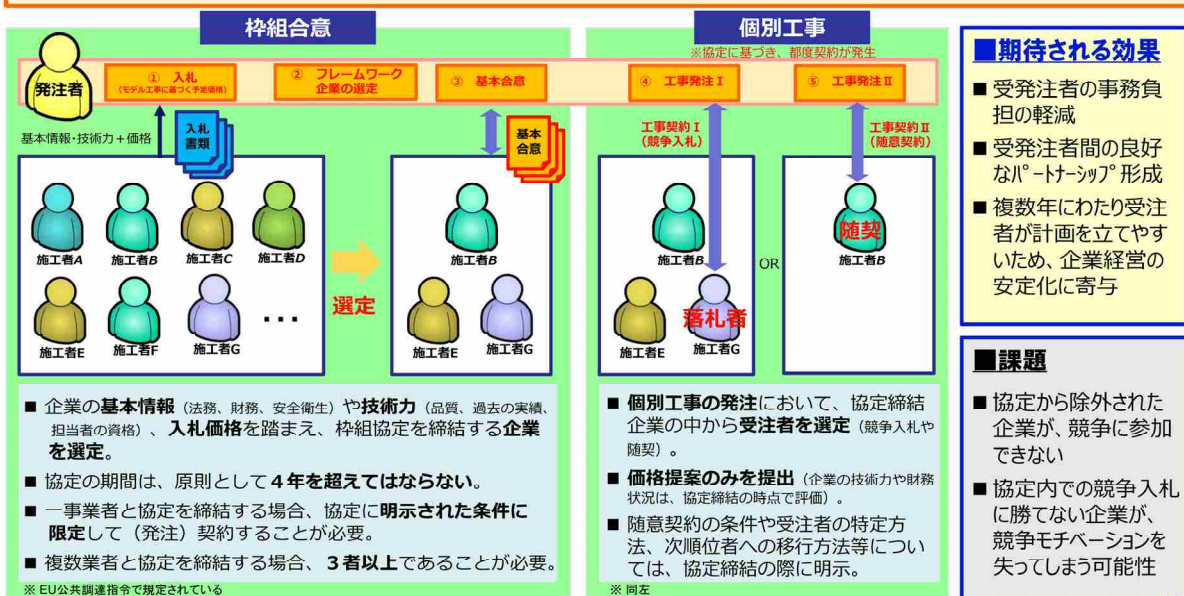
国土交通省

「地域の守り手」である地域建設業の持続的な育成・確保

建設産業政策2017+10より抜粋

枠組協定(Framework Agreement)の概要

一定期間内に行う複数の事業について、あらかじめ入札で選定された業者の中から個別契約できる旨の協定を結ぶ方式 ※EU公共調達指令(2004年改正)



出典：(一社)国際建設技術協会「海外における包括的調達手法に関する調査業務報告書」(平成26年) 10

図 6-1 フレームワーク方式の概要

出典：今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ参考資料

(2) 確認公募型随意契約方式の適用

中間とりまとめでは、維持修繕工事（堤防除草、道路除雪等）や小規模工事等について、確認公募型の随意契約の適用が提案されている。

確認公募型随意契約方式は、「参加者の有無を確認する公募手続きについて」として平成 18 年に国土交通省にて通知された、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続である。

対象条件は、特殊な技術または設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定のものとして契約していたようなものについて、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務のみを対象としている。

「特定のもの」としては、公益法人等(独立行政法人、所管公益法人、特殊法人、特定民間法人等)としており、本地域においては、共同事業体での受注がなされており、適用性は低いと考えられる。